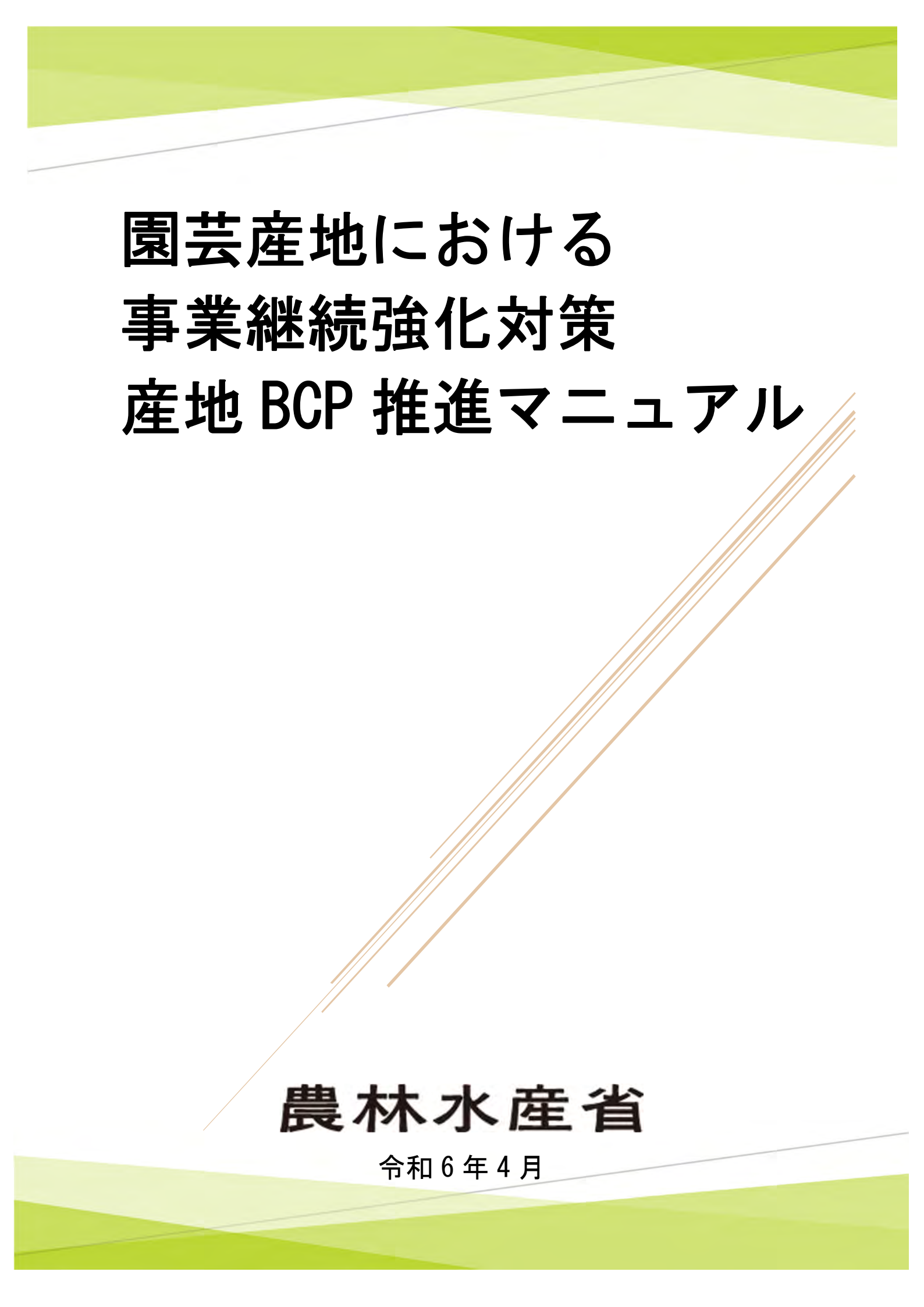




園芸産地における 事業継続強化対策 産地 BCP 推進マニュアル

農林水産省

令和6年4月

目次

第1章 はじめに	2
1.1 序文	2
1.2 本マニュアルの概要	3
1.3 産地 BCP 策定までの流れ	4
1.4 本マニュアルの用語	5
第2章 BCP を『知る』	6
2.1 BCP とは	8
2.2 農業分野における BCP	9
2.3 BCP 策定の「必要性」と「重要性」	1 2
2.4 農業におけるリスクについて	1 5
2.5 産地 BCP 策定による平常時のメリット	2 2
2.6 各都道府県における BCP の周知方法事例	2 4
第3章 産地 BCP の策定を『推進する』	2 6
3.1 推進にあたっての事前の検討事項	2 8
3.2 産地 BCP を「知る」・「知らせる」	3 0
3.3 都道府県による産地の選定	3 4
3.4 策定に係る事例	3 6
第4章 産地 BCP を『策定する』	4 0
4.1 事前に確認・検討すべき事項	4 2
4.2 策定前の準備事項と検討方法	4 8
4.3 検討項目の内容とポイント	5 0
第5章 産地 BCP 策定推進のツール	5 8
5.1 産地 BCP 推進チラシ	5 8
5.2 産地 BCP チェックシート	6 4
5.3 産地 BCP フォーマット	6 9

第1章 はじめに

1.1 序文

我が国では近年、気候変動等の影響で自然災害が激甚化・頻発化しています。平成30年7月豪雨、令和元年東日本台風、令和2年7月豪雨といった自然災害が相次ぎ、各地に甚大な被害をもたらしました。農業分野においても農地への土砂流入やハウスの倒壊、ため池の決壊等が発生しており、同様の被害は今後も発生することが想定されています。

激甚化・頻発化する自然災害に備えるには、事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）の策定が有効です。BCPとは緊急事態に遭遇した場合、被害を最小限にとどめ、早期に重要な業務を復旧することができるよう、事前対策や被災後に必要な実施事項を予め定めた計画を指し、これに基づいて行動することで、事業者は緊急事態でも事業継続を図りやすくなるという利点があります。BCPはあらゆる業種で策定が進められているものの、農業分野では策定率が低いのが実情です。内閣府の調査¹によると、金融・保険業が策定率70%程度で推移しているのに対し、農業・林業・漁業は23.6%程度にとどまっており、農業分野でBCP策定率を高めることは喫緊の課題となっています。

令和2年12月に閣議決定された「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、現在、園芸産地でのBCP策定を後押しする取組が進められています。都道府県が事業継続推進計画を策定し、その計画に基づいてBCP策定に向けた活動を行うというもので、農林水産省は「園芸産地における事業継続強化対策」の一環として、BCP策定に必要な取組を支援しており、本マニュアルの作成はその支援策の一つに位置付けられます。

本マニュアルは、園芸産地で策定するBCPである「園芸産地における事業継続強化計画」、いわゆる「産地BCP」の策定を後押しすることを目的とし、多くの都道府県、市町村、JA等の皆様からのアンケートやヒアリングを基に作成しました。推進にあたって中心的な役割を担う都道府県職員が産地BCPを知り、策定の推進手法や産地BCPの検討方法を学べる内容としています。なお、本マニュアルの推進対象は、施設園芸の産地を想定していますが、露地栽培の産地におけるBCP策定推進にも活用が可能です。

自然災害以外にもさまざまなリスクが顕在化し、農業分野に対して深刻な影響を与えており、こうしたリスクに対応するためには、BCPで予め必要な手順や対策を考えて決定しておくことが求められます。本マニュアルは自然災害リスクを想定して作成しましたが、本マニュアルに記載するBCPの基本的な考え方や策定手順を身に付けることで感染症等の自然災害以外のリスクにも対応できるようになることを期待します。

¹出典：内閣府「令和元年度企業の事業継続及び防災の取組に関する実態調査」(https://www.bousai.go.jp/kyoiku/kigyuu/topics/pdf/r2_gaiyou.pdf)

1.2 本マニュアルの概要

● 本マニュアルの対象

産地 BCP の推進にあたって中心的な役割を担う都道府県職員（普及指導員含む）を主な対象としていますが、農業者、市町村職員、JA 等の職員においても活用できるよう作成しました。

● 本マニュアルの目的と特長

本マニュアルを活用することで、「都道府県職員が産地 BCP を『知り』、農業者や市町村職員、JA 等の職員に対して策定を『推進』し、産地が産地 BCP を『策定』できるようになること」を期待します。産地にて産地 BCP が策定されるという最終目的に向けて、本マニュアルを積極的に活用してください。

本マニュアルの章立てと概要は以下の通りです。産地 BCP の策定に至るまでの流れを、『知る』、『推進する』、『策定する』という行動に区分して章立てをしています。また、各章で、基本的な知識、策定を推進するための準備事項、策定にあたっての考え方等、重要なポイントを明示したので、参考にしてください。

章	概要
第1章 はじめに	・ 本マニュアルの概要（対象、目的等）や構成、用語
第2章 BCP を『知る』	・ BCP の必要性や重要性、策定による効果 ・ 農業版 BCP と産地 BCP の概要、違い ・ 産地 BCP の周知方法事例
第3章 産地 BCP の策定を『推進する』	・ 産地 BCP 推進手法の全体像 ・ 産地 BCP 推進に必要な体制、準備、対応事項 ・ 産地 BCP 推進事例
第4章 産地 BCP を『策定する』	・ 産地 BCP 策定手順の全体像 ・ 産地 BCP 策定に必要な準備物 ・ 産地 BCP を検討するにあたってのポイント
第5章 産地 BCP 策定推進のツール	・ 産地 BCP 推進に活用できる「産地 BCP 推進チラシ」 ・ 産地 BCP の策定を補助する「産地 BCP チェックシート」

1.3 産地 BCP 策定までの流れ



- 都道府県職員が『知る』

産地 BCP を推進するためには、産地 BCP の概要、必要性、重要性、平常時のメリットを策定主体に説明する必要があります。第 2 章で紹介する産地 BCP に関する基本知識を参考に、産地 BCP への理解を深めてください。

- 都道府県職員が『推進する』

第 3 章では、第 2 章で『知った』内容を誰に対して伝え、どのような準備をし、どのような機会を設けて策定を呼び掛けるのかについて記載しています。なお、産地 BCP の推進事例も紹介していますので、各産地に適した方法で産地 BCP の策定を『推進して』ください。

- 産地が『策定する』

第 4 章では産地 BCP の具体的な策定手順を紹介しています。産地の農業者等が産地 BCP を策定するにあたって、どのような視点や考え方で検討をするのか等をまとめています。本マニュアルは、都道府県職員の皆様が農業者等に説明しやすくなるような構成にしていますが、第 4 章については、産地 BCP の構成員の皆様にも活用できる内容としました。産地 BCP の構成員の方々が産地 BCP を『策定』できるよう、都道府県職員の皆様がサポートしてください。

1.4 本マニュアルの用語

- **BCP**

Business Continuity Plan（事業継続計画）の略称。自然災害等の緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめ、中核事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段等を予め取り決めておく計画を指す。本マニュアル内では、農業分野に関わらず、一般的な BCP を「BCP」と記載する。

- **産地**

農業が行われる一定のまとまりを指す。一定のまとまりとは、同一品目を生産していたり、共同で出荷していたり、同一の市町村に所在する等を想定している。

- **農業版 BCP²**

個々の農業者が策定する BCP のこと。

- **産地 BCP**

生產品目が同じであったり地域が同じであったりする等、一定のまとまりをもつ複数の農業者及びその他関係組織の職員等が構成員となり策定する BCP のこと。「園芸産地における事業継続計画」と同義。

- **経営資源**

農業を継続するために必要な要素を指す。具体的には「ヒト」「モノ」「カネ」「情報」のことで、欠けると事業を継続することが困難になる。

- **策定主体**

BCP を策定する組織や構成員を指す。産地 BCP においては市町村や農業者の組織及び職員、普及指導員等を指す。³

- **推進主体**

BCP の策定を推進する各都道府県の部署や職員等（普及指導員を含む）を指す。⁴

² 農業版 BCP と産地 BCP のそれぞれの概要、違いに関しては、2.2 で詳しく説明する。

³ 農業版 BCP においては、個々の農業者を指す。

⁴ 産地 BCP においては、普及指導員は策定を推進する立場でありながら、構成員として策定・運用にも関わるケースがある。

第2章 BCP を『知る』

第2章の説明範囲とポイント



第2章では、都道府県職員の皆様に BCP の基本的な内容について説明します。

本マニュアルの目指すところは、「市町村・JA 等の組織・農業者等が産地の構成員となって、産地 BCP を策定すること」であり、都道府県職員の皆様は、その推進や支援をしていただく役割となります。そのため、推進や支援を行う前提として、都道府県職員の皆様には産地 BCP の基本的な内容を理解いただく必要があります。

説明に入る前に、本マニュアル作成にあたり、一部の都道府県や市町村、JA の方々にご協力いただき、現状のヒアリングを行なったところ、いくつかの課題があったため紹介します。

【主な課題】

- ① BCP を難しいもの、面倒なものと考え、策定を躊躇（ちゅうちょ）してしまう。
- ② BCP に興味関心がないため、策定しようという考えに至らない。
- ③ 他業務よりも優先順位が低く、策定を後回しにしてしまう。
- ④ いつ発生するか分からない緊急事態のためだけに、BCP を策定しようと思わない。

産地や農業者の皆様に BCP を策定いただくにあたっては、これらの解決が必要であると考え、ポイントを下記の通りにまとめました。第2章はこの流れに沿って説明を進めます。

ポイント① BCPの理解

- BCPがどのようなものであるかを正しく理解することで、「難しいもの」でも、「まったくもって新しい取組」でもないことを理解する。

ポイント② BCPの必要性

- 激甚化・頻発化している自然災害や、国際情勢等の変化による価格変動等、今までに経験をしたことのない大きな被害や影響を受ける可能性があり、対策が必要である。

ポイント③ BCPの重要性

- 非常時においても安定供給や早期復旧ができることが、ブランド価値の向上に繋がり、産地の発展が見込める等のメリットがある。

ポイント④ 平常時のメリット

- スムーズな事業継承や産地への帰属意識の向上等、平時における活動の効率化にも繋がる。

産地の方々が「産地 BCP を策定しよう」と決断するためには、推進主体である皆様が BCP について理解し、産地の方々に周知する必要があります。そのため、まずは BCP の概要や、農業分野における BCP に関する知識等をご理解いただきます。

次に、なぜ産地 BCP が必要なのか、策定する理由を産地の方々に説明する必要があります。本マニュアル作成にあたってのアンケートやヒアリングで、これまで産地 BCP が無くても営農ができていたため、産地 BCP は「必要ではない、重要ではない」と、産地 BCP に無関心の産地や農業者が多くいることが分かりました。現在では、産地や農業者にもサプライチェーンの一端として供給責任が求められるようになりつつある一方で、自然災害の激甚化・頻発化にさらされています。また、産地間の競争に打ち勝つためには、ブランド価値の向上等も必要です。産地 BCP を策定することで、それらに対応できるようになることを説明いただきたく考えます。

最後に、BCP は緊急時だけでなく、平常時にも様々な効果があることをご紹介します。例えば、円滑な事業継承や産地への帰属意識の向上が期待できます。「緊急時のためだけに時間を割けない、災害があまり発生しない」等の回答が産地からあった場合にはこの辺りについても説明できるようにしてください。

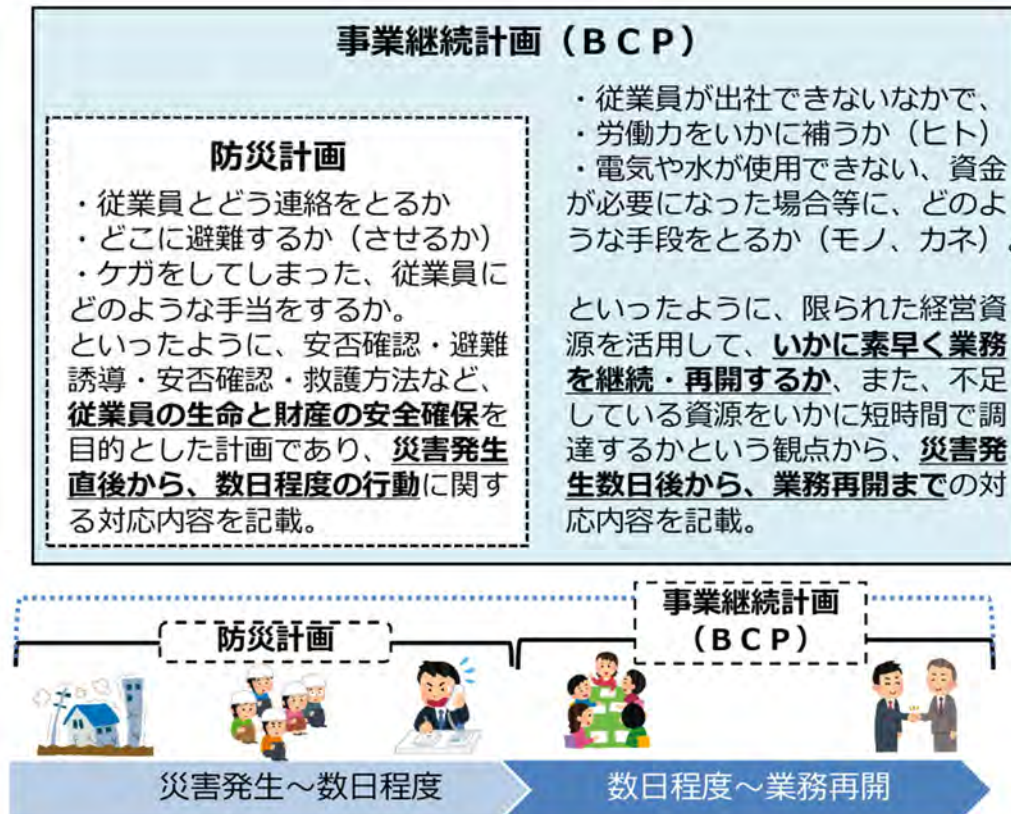
【第2章の記載項目・概要と該当頁一覧】

項目	概要	該当ページ
1. BCP の概要	BCP の概要、防災計画との違い、既存の取組との関係を理解する。	8 頁
2. 農業分野における BCP	産地 BCP と農業版 BCP の概要と違いを理解する。	9 頁～11 頁
3. BCP の必要性・重要性	BCP の必要性・重要性を理解し、策定に向けた動機を理解する。 ① なぜ BCP の策定が必要か ② なぜ BCP の策定が重要か	12 頁～14 頁
4. 農業におけるリスクについて	農業における主な自然災害の特徴、伝えていただきたいポイントを理解する。	15 頁～21 頁
5. 産地 BCP 策定による平常時のメリット	BCP を策定により事業継承、リスク分散、産地への帰属意識の向上等のメリットがあることを理解する。	22 頁～23 頁
6. BCP の周知方法事例	都道府県における BCP の周知事例	24 頁

2.1 BCP とは

BCP とは Business Continuity Plan の略称で、「事業継続計画」とも言われます。

自然災害等の緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめ、中核事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段等を予め取り決めておく計画⁵を指します。



2.1.1 BCP は既存の取組の延長

農業分野においても「防災計画」に既に取り組んでいる産地や農業者は多くいます。本マニュアル作成にあたって実施したアンケートやヒアリングでも、防災計画に基づいて、台風の接近時にはハウスのビニールを外す等の事前対策に取り組んでいるとの回答も多くありました。

ついては、産地 BCP を推進するにあたっては、「BCP は現在の防災計画の取組の延長であり、新しい取組でも、難しい取組でもない」ということをお伝えください。

⁵ 出典：農林水産省『参考資料「BCP（事業継続計画）とは」』（https://www.maff.go.jp/j/keiei/attach/pdf/maff_bcp-4.pdf）

2.2 農業分野における BCP

農業分野における BCP には「産地 BCP」と「農業版 BCP」の二つのフォーマットがあります。いずれも農林水産省が農業分野で使用できるように作成し、ホームページに掲載しているフォーマットです。それぞれの概要と違いについて説明します。

2.2.1 産地 BCP の概要

産地 BCP とは各市町村、JA 等の組織、農業者等が産地としてまとまって策定する BCP です。緊急時においても営農を継続するとともに、被災した農業者を他の農業者等が支援できる体制の構築を目的としています。

【農林水産省 産地 BCP フォーマット等掲載先】

<https://www.maff.go.jp/j/seisan/ryutu/engei/sisetsu/saigaitaisaku.html>

※「5. 園芸産地における事業継続強化対策」の「(2) 要綱、要領」内に掲載されているエクセルシート「園芸産地における事業継続計画」を基に策定する。

2.2.2 農業版 BCP の概要

農業版 BCP とは個々の農業者が策定する BCP のことです。農業版 BCP チェックシートも同時に活用し、平常時から備えるべき内容の取組ができているかも合わせて確認してください。

【農林水産省 農業版 BCP フォーマット等掲載先】

https://www.maff.go.jp/j/keiei/maff_bcp.html

※「2. 農業版 BCP」のエクセルシート「農業版事業継続計画blankシート」を基に策定する。

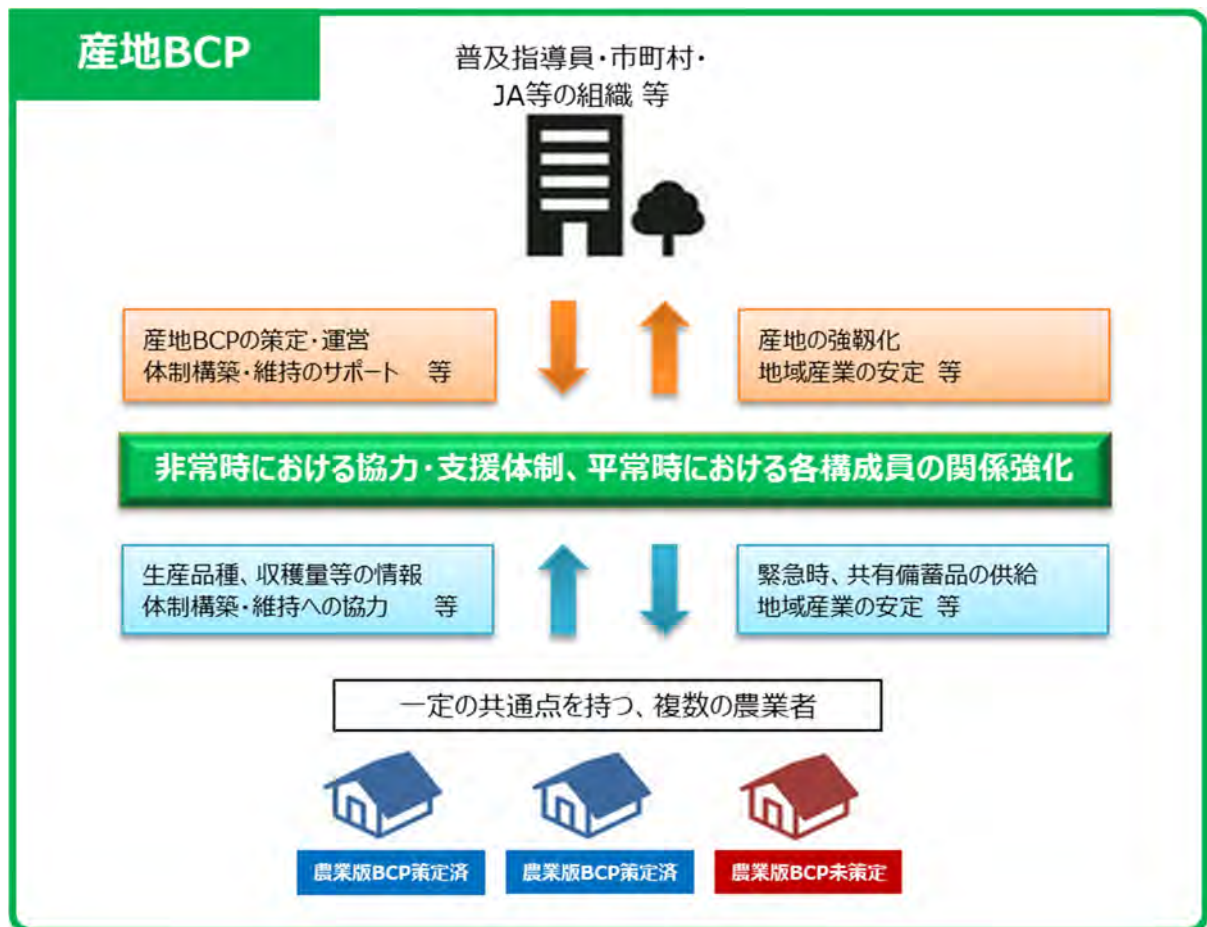
2.2.3 産地 BCP と農業版 BCP の違い

産地 BCP と農業版 BCP の二つを紹介しましたが、この二つは明確に違うものであるということに注意してください。

	産地 BCP	農業版 BCP
策定者	複数の農業者 市町村 JA 等の組織 その他既存組織 等	個別の農業者
目的	産地の被害軽減 産地の構成員間での連携による、産地全体の早期復旧	個別の農業者の被害軽減と生産の早期復旧
緊急時および平時の対応主体	産地の構成員	個別の農業者
BCP で整理する内容	産地の構成員間での協力・連携事項を整理（例：停電時の非常用電源の融通、特に高額な備蓄品等の共同利用等）	個別の農業者による対応事項を整理

上記の通り、農業版 BCP は「個別の農業者が自分たちの生産を継続するために策定する」ものであるのに対し、産地 BCP は「産地の構成員が協力し、産地全体で災害対策を検討するとともに、万が一構成員が被災した場合は、産地全体で復旧に向けた取組を進める」ものと理解ください。

産地 BCP と農業版 BCP のイメージ



※上記イメージでは上部に「市町村・JA等」が位置していますが、記載スペース上の問題であり、構成員に上下関係があるという意味ではありません。

「農業版 BCP」は各農業者単位で自身の対応事項を整理し、記載するものである一方、「産地 BCP」は災害等への対応にあたり、農業者間の連携や支援が必要となる事項を整理し、記載したものです。そのため、産地 BCP と農業版 BCP はどちらかがもう片方を完全に補完する文書ではないことに注意してください。⁶

また、産地 BCP の構成員であるかどうかに関わらず、産地内では孤立する農業者がなく、平時より協力関係を築いておくことが望まれます。

⁶ 次ページのコラムを参照

コラム：産地 BCP と農業版 BCP は両方策定した方がよいのか。

農業分野では BCP が二種類あるとお伝えしましたが、「産地 BCP と農業版 BCP のどちらか一つを作ればいいのでは？」や「両方作るのは面倒ではないか」と思われた方もいるかもしれません。また、推進する際に質問として挙がってくる可能性もあります。

この結論は「両方を策定するほうが良い」ということです。背景や理由を下記しますので参考にしてください。

- 産地 BCP では、備蓄品購入等の経済的負担を減少することができる

個々の農業者は、自然災害に備え、様々な対策を行うことが望まれます。しかし、その中には経済的負担が大きい等が理由で、必要であるにも関わらず備えができないものが出てくることもあります。例えば、非常用発電機は1台で数十万円以上するものが一般的ですが、個々の農家で購入するには非常に高額なものです。産地 BCP では、このような高額の備蓄品等を産地全体で購入・共有することで、経済的な負担を減らすことができます。

- 農業版 BCP では、個々の農業者の状況に応じた対策ができる

農業版 BCP と産地 BCP 大きな違いの一つに、対象としている範囲があります。産地 BCP では産地全体での生産・出荷の維持を目的にしています。一方、農業版 BCP では、個々の農業者の農業の継続・維持を目的にしています。そのため、農業版 BCP では、各農業者の固有の対応事項や事前対策を明確化できます。このように、自身の農業継続・維持のためには、農業版 BCP の策定も重要となります。

産地 BCP と農業版 BCP は両方策定した方がよい一方で、両方を同時に策定することは負担が大きいことも事実です。ついては、各産地や農業者の状況に応じて、無理のない範囲で順番に策定するよう働きかけてください。

2.3 BCP 策定の「必要性」と「重要性」

BCP は他の産業と同じく、農業分野でも「必要」であり、農業を継続するために「重要」です。これを推進主体の皆様にも策定主体の皆様にも理解いただく必要があります。そのため、本マニュアルでは、「必要性」と「重要性」を下記の通りに定義しました。考え方、捉え方は様々ありますが、一つの切り口として参考にしてください。

- 本マニュアルにおける産地 BCP の必要性と重要性

必要性

●問題や課題を解決するために、実施しなければいけないこと

重要性

●産地が成長をするために、実施すべきこと

2.3.1 産地 BCP 策定の「必要性」

産地 BCP 策定の必要性を、行政（都道府県や市町村）と農業者等の立場から説明します。

行政側の立場としては、産地の維持・発展には、自然災害等による被害を防ぎ、産地の方々に営農を継続してもらうことが必要ですし、被災後の復旧・復興に要する財政負担を減らすことも求められます。

一方、農業者等の立場としては、自然災害等により営農の継続に大きな支障が発生した場合、農業者の廃業に繋がることがあります。また、近年では農業者にもサプライチェーンの一端として供給責任が求められるようになりつつあるため、万が一被災し、早期に復旧できなかった場合は、供給者としての信用を失い、営農が再開できたとしても収入減少に繋がることが想定されます。他にも、個々の農業者が備蓄品を準備する等の災害対策を全て実施するには経済的な負担が大きくなります。

これらの問題や課題は何か対策を取らなければ改善できず、その対策の一つとして、産地 BCP の策定が挙げられます。都道府県職員の皆様は、推進相手に合わせて、説明する内容を選択してください。

行政（都道府県や市町村）から見た必要性

- 地域産業の維持のため。（＝営農縮小や廃業による産地の衰退を防ぐ）
- 被害低減を最小限にとどめ、また早期復旧を促すことで、復旧費用を縮小するため。

農業者等から見た必要性

- 近年、農業分野が影響を受けやすい、自然災害の激甚化・頻発化が進んでおり、営農継続に対するリスクが高まっているため。
- 万が一被災した場合、復旧の長期化や費用の増加、収入減少によって縮小や廃業が発生し、産地が衰退することを防ぐため。
- 個々の農家では負担が大きい事前対策に連携して取り組むことで、被害の低減が図れるため。

2.3.2 産地 BCP 策定の「重要性」

続いて、重要性についても行政（都道府県や市町村）と農業者等の各立場から説明します。

行政には、産地を政策的に維持・発展させて、地域経済を活性化することが求められます。その政策の一つとして、市場における産地の評判・ブランド価値等の向上が有効です。一般的に評判やブランド価値は企業や製品そのものに依拠しますが、農業分野においては生産地域に依拠することが多く見られます。そのため、産地と協力して、産地及び地域社会の活性化という、行政としての責務を果たすことができます。

一方、農業者等にも、自ら市場での競争力を高めるための対応が求められます。市場や顧客からの評判やブランド価値の獲得を進めることで競争力を向上させ、市場シェアの拡大ができれば、産地内の農業者の所得向上や産地の発展にも繋がる可能性があります。

必要性と同様に、産地 BCP 策定の重要性も推進相手に合わせて、説明する内容を選択してください。

行政（都道府県や市町村）から見た必要性

- 地域産業の成長・発展のため。
- 国土強靱化地域計画の一環として、行政の責務を果たすため。

農業者等から見た必要性

- 産地BCPの策定により、可能な限り安定供給に向けた対策を進めることで、市場での評判やブランド価値が高まり高単価で取引され、結果的に農業者の所得向上に繋がる可能性があるため。
- 市場やブランド価値の向上が新規先への拡販に繋がる可能性があるため。
- 農業の中断期間が少なくなることで売上減少等のリスクヘッジが可能となるため。

コラム：BCP 策定に消極的な方への推奨話法例

BCP の必要性を理解いただいたとしても、「難しそう」や「取組む時間がない」、「万が一被災したとしても、経験と勘で何をすべきか理解している」等で策定に消極的な方がいることが本事業の実態調査・ヒアリングを通じて浮き彫りになりました。そのような場面を想定し、下記に想定話法を作成しましたので、参考にしてみてください。

● 想定シーン①：BCP 自体への馴染みがなく、策定をためらっている場合

「難しそう」等の理由で BCP の策定をためらっている方においても、「事前対策（リスクマネジメント）」について既に取り組まれている方が多く存在しています。この場合、既に BCP の一部に取り組んでおり、新しいものではないことを伝えてください。下記は台風 に備えたハウスの補強を事例にして話法を紹介します。

BCP は難しそうだし、1 から策定するのも大変...

例えば、台風や水害に備えて何か対策を行っていませんか。もし行っているのであれば、その内容を基に検討をしていきましょう。

● 想定シーン②：文書での明文化が必要でないと主張された場合

「経験と勘で対応ができる」「何をすべきか理解できている」等の理由で策定は不要と判断される方もいらっしゃいます。この場合は、BCP として文書化するメリットを伝えてください。また、「営農が中断するような自然災害は発生しない」という認識を持たれている地域や農業者も多くいらっしゃいます。その場合は、下記の話法に加え、次ページ以降のリスクの内容を参照ください。

今まで培った勘と経験で乗り切れるはずだから、BCP は必要ない！

現在実施している様々な取組を BCP として「見える化」するメリットがあります。

【主なメリット】

- 近年では過去の経験を上回る、想定外の自然災害が頻発しており、今までの経験では対応しきれなかったり、地域で発生したことのない災害に遭遇する可能性があります。
- 頭では分かっていることを実際に書いてみると、気づいていなかった抜け漏れが見つかることがあります。
- 関係者全員が分かっていると思っていたことが文書化されることで改めて全員の理解の共通化を図ることができます。
- また、新規の関係者が内容を早く理解できたり、後任者へ対応内容の継承を容易にしたりすることができます。

2.4 農業におけるリスクについて

農業分野では様々なリスクにより、事業が中断される可能性があります。本マニュアルにおいては「自然災害」をリスクとして紹介します。営農には、自然災害以外にも様々なリスクが存在しますが、農業は自然災害の影響を受けやすく、また近年激甚化・頻発化による被害が大きくなっていることから、優先的に検討してください。

2.4.1 農林水産分野への影響が大きい自然災害

下表は農林水産省のホームページに掲載されている「過去の主な異常災害等と農林水産被害」から、直近5年分を抜粋したものです。毎年のように様々な地域で「台風、大雪、大雨、地震」等の自然災害によって、数十億～数百億円の被害が発生していることが分かります。このように日本全国で自然災害に遭遇する可能性があり、また被災した時の影響も大きいため、自然災害を対象リスクとして検討します。⁷

過去の主な異常災害等と農林水産被害

(単位:百万円)

年次	災害名	主な被災地域	被害額	うち農林水産物	うち施設等
令和3	令和2年から3年までの冬期的大雪	秋田、岩手、新潟、山形、北海道	24,129	4,666	19,463
	令和3年福島県沖を震源とする地震	宮城、福島	7,269	16	7,253
	令和3年7月1日からの大雨	島根、鳥取、鹿児島、広島、静岡	44,834	1,086	43,748
	令和3年8月11日からの大雨	佐賀、広島、長野、福岡、長崎	87,537	6,678	80,859
	その他の災害		59,846	27,593	32,253
	計		223,615	40,038	183,577
令和2	令和2年7月豪雨	熊本、大分、山形、福岡、長野、鹿児島	220,792	7,374	213,418
	令和2年台風第10号	長崎、鹿児島、宮崎、佐賀	14,933	4,658	10,275
	その他の災害		27,885	5,030	22,854
	計		263,610	17,063	246,547
令和元	令和元年6月下旬からの大雨	鹿児島、熊本、宮崎	9,974	124	9,850
	令和元年8月の前線に伴う大雨	佐賀、福岡、長崎	22,500	2,570	19,929
	令和元年房総半島台風(台風第15号)	千葉、茨城、静岡	76,961	14,165	62,797
	令和元年東日本台風(台風第19号)等	宮城、長野、福島	344,668	17,440	327,228
	その他の災害		45,751	13,736	32,015
	計		499,855	48,035	451,819
平成30	平成29年から30年冬期の大雪	福井、石川、北海道、秋田	6,696	707	5,989
	平成30年7月豪雨	広島、愛媛	340,909	12,184	328,725
	平成30年台風第21号	和歌山、大阪、滋賀	46,808	13,219	33,589
	平成30年北海道胆振東部地震	北海道	114,472	2,803	111,669
	平成30年台風第24号	宮崎、静岡、鹿児島、鳥取	66,434	15,916	50,518
	その他の災害		52,927	7,046	45,881
	計		628,246	51,874	576,372
平成29	平成28年から29年冬期の大雪等による被害状況	富山、鳥取、山形	8,105	1,498	6,607
	平成29年台風第3号及び梅雨前線による6月30日からの大雨	福岡、秋田、大分	112,358	4,798	107,560
	平成29年台風第5号	鹿児島、山梨	7,953	1,379	6,574
	平成29年台風第18号	大分、北海道	34,269	5,949	28,320
	平成29年台風第21号	新潟、三重、千葉、京都	65,986	13,714	52,272
	平成29年台風第22号	宮崎、鹿児島	3,608	1,505	2,103
	その他の災害		13,745	2,932	10,813
	計		246,024	31,777	214,247

出典：農林水産省「過去の主な異常災害等と農林水産被害」(<https://www.maff.go.jp/j/saigai/arc/attach/pdf/index-1-2.pdf>)

なお、次ページ以降に自然災害の種類ごとにお伝えいただきたいポイントをまとめましたので、参照してください。

⁷ 産地 BCP フォーマットに記載されている災害は「台風」「大雪」「大雨」だが、産地の状況に応じて、災害の種類を変更する。

2.4.2 台風

近年、台風が強い勢力を維持したまま日本に接近・上陸し、大きな被害が発生するケースが増加しています。例えば令和元年台風15号では、多くの地点で観測史上1位の最大風速や最大瞬間風速を記録し、大きな被害が発生⁸しています。

【各地方の台風接近数の平年値】

地方ごとの台風接近数の平年値

		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間
	沖縄地方				0.0	0.4	0.6	1.5	2.2	1.9	1.1	0.3	0.0	7.7
九州南部・奄美地方	奄美地方				0.0	0.2	0.4	0.7	1.1	1.3	0.7			4.3
	九州南部				0.0	0.1	0.4	0.7	1.0	1.2	0.5			3.9
	九州北部地方（注1）				0.0	0.1	0.3	0.8	1.1	1.1	0.4			3.8
	四国地方				0.1	0.3	0.7	0.9	1.0	0.4				3.3
	中国地方（注1）				0.1	0.2	0.6	0.8	1.1	0.3				3.0
	近畿地方				0.1	0.3	0.6	0.7	1.1	0.7				3.4
	東海地方				0.1	0.2	0.6	0.8	1.2	0.7				3.5
	北陸地方					0.2	0.5	0.7	1.0	0.4				2.8
関東甲信地方	関東地方（注2）、甲信地方				0.0	0.2	0.4	0.8	1.2	0.7				3.3
	伊豆諸島、小笠原諸島				0.1	0.4	0.4	0.7	1.0	1.5	1.3	0.3	0.0	5.4
	東北地方				0.0	0.2	0.3	0.8	0.9	0.5				2.7
	北海道地方					0.1	0.2	0.7	0.7	0.2				1.9

（注）地方の区分については、気象庁が天気予報等で用いる予報用語の「地域名」をご覧ください。

（注1）「九州北部地方」は山口県を含み、「中国地方」は山口県を含みません。

（注2）「関東地方」は伊豆諸島および小笠原諸島を含みません。

出典：気象庁「台風の平年値」(<https://www.data.jma.go.jp/yoho/typhoon/statistics/average/average.html>)

● 伝えていただきたい、三つのポイント

Point ①	近年の台風は「大型化」「激甚化」が進んでおり、これまでより大きな被害が発生する可能性がある。
Point ②	台風が襲来した際には、「大雨」「強風」「塩害」「高潮」等、様々なハザードが複合的に発生する可能性がある。
Point ③	予報を確認することで、台風の接近前までに事前対策を行うことができる。

● 台風によって発生する主な被害（雨による影響は2.4.4を参照）

直接被害	間接被害
- 強風や飛来物直撃によるハウスの変形、倒壊 （ビニール取り外し時） - ハウス内の農作物の倒伏による出荷不能 - 海水巻き上げによる塩害	電線や電柱への被害による電力供給の途絶

⁸ 出典：内閣府「令和元年台風第15号に係る被害状況等について」(https://www.bousai.go.jp/updates/r1typhoon15/pdf/r1typhoon15_30.pdf)

2.4.3 大雪

大雪についても、近年大きな被害が発生しています。大雪はハウスの倒壊等を引き起こすため、平時においてはハウスの補強に取り組む等の対応が必要です。気象予報で大雪への注意が呼びかけられた際には、ハウスの倒壊を防ぐための応急対応が必要となるだけでなく、水道管凍結を防ぐための水抜きや、融雪を流すための排水経路の掃除等を実施してください。

【豪雪地帯・特別豪雪地帯】



出典：農林水産省「農林水産省における豪雪対策」(https://www.maff.go.jp/j/saigai/taisaku_ooyuki/attach/pdf/taisaku_ooyuki-2.pdf)

● 伝えていただきたい、三つのポイント

Point ①	融雪装置の設置、ハウスの補強等による事前対策で一定レベルの雪には対応可能である。
Point ②	大雪にはハザードマップはないが、気象予報で大雪に注意が呼びかけられた際には事前に対策をすることが可能である。
Point ③	気温低下により水道管が凍結・破損したり、積雪で物流が途絶することにも注意が必要である。

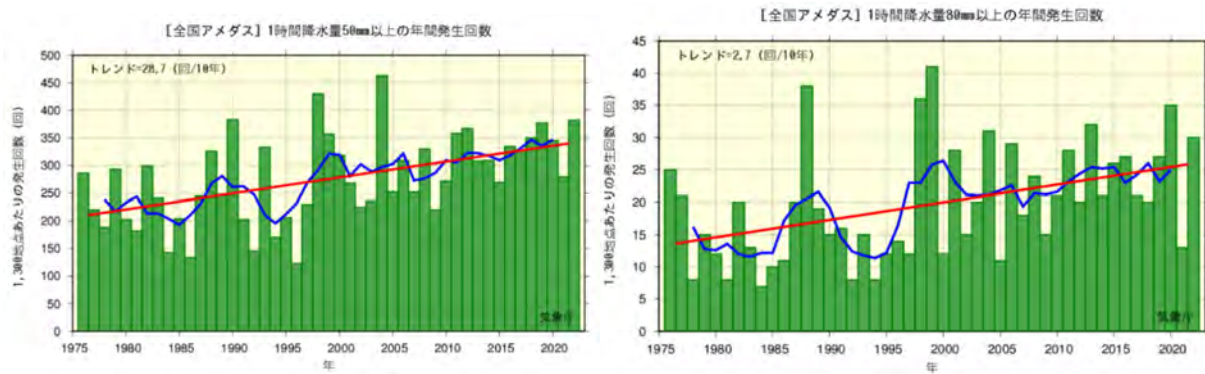
● 大雪によって発生する主な被害

直接被害	間接被害
- 積雪によるハウスの倒壊 (暴風雪時) - 強風によるハウスの変形、倒壊 - 積雪による農作物の霜焼け	- 水道管凍結等による、インフラ機能の途絶 - 物流の途絶による暖房用燃料等の不足

2.4.4 大雨

大雨により、洪水や土砂災害（土石流等）等が引き起こされ、大きな被害となる可能性があります。一方、大雨も気象予報等により発生する可能性を事前に把握できる場合が多くあります。日頃からの備えに加え、大雨の予報が出た際には事前に移設可能なものを浸水しない屋内や高所に移動する等の対策を行ってください。

【1 時間降水量 50mm、80mm 以上の年間発生回数】



出典：気象庁「大雨や猛暑日など（極端現象）のこれまでの変化」(https://www.data.jma.go.jp/cpdinfo/extreme/extreme_p.html)

【年間発生回数の比較】

	1 時間降水量 50mm 以上	1 時間降水量 80mm 以上
1976～1985 年	約 226 回	約 14 回
2013～2022 年	約 328 回（1976～1985 年の約 1.5 倍）	約 25 回（1976～1985 年の約 1.8 倍）

● 伝えていただきたい、三つのポイント

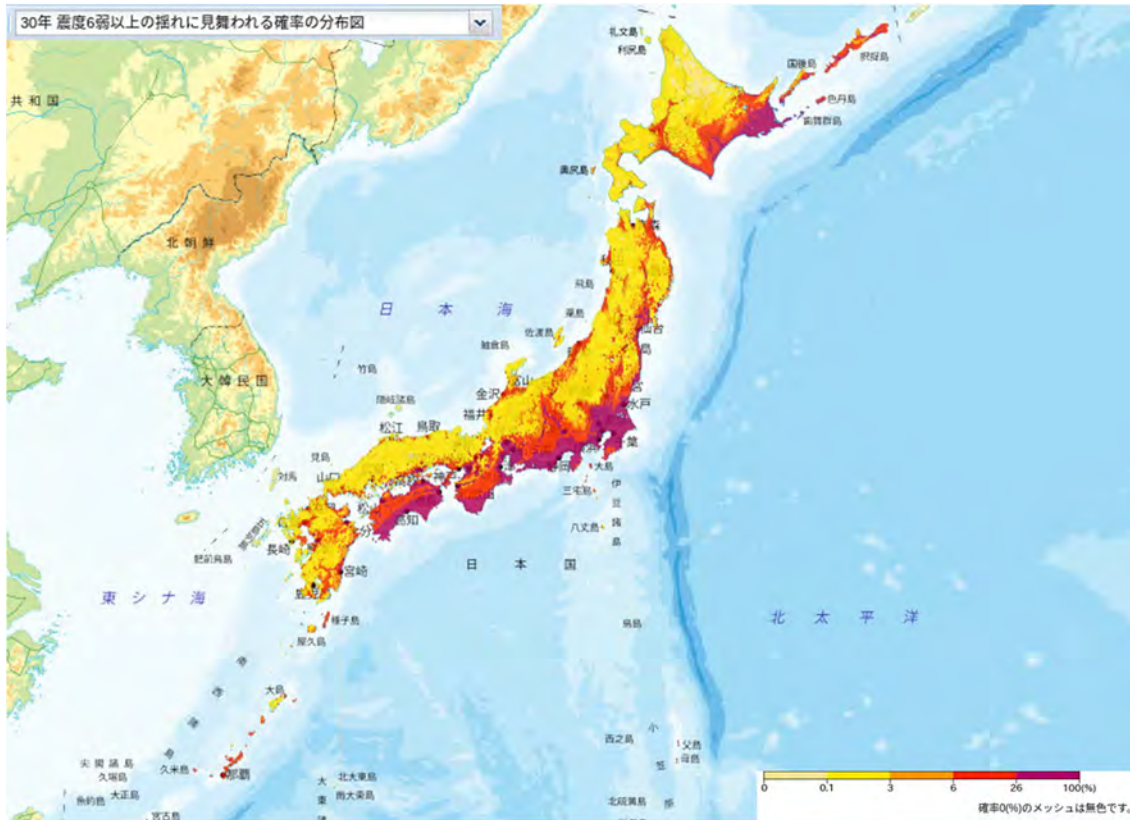
Point ①	大雨の頻度は高くなっており、その影響も激甚化しているといえる。これまで大きな被害のなかった地域でも、今後、経験したことのない被害に遭遇する可能性がある。
Point ②	生産している品目の特性（許容できる浸水程度と耐水時間 等）が異なるため、各産地における事前対策や事後対応が変わる。
Point ③	冠水の有無や浸水深がハザードマップに示されているため、事前対策を検討しやすい。

● 大雨によって発生する主な被害

直接被害	間接被害
- 土砂崩れ等によるハウスの倒壊 - 土壌の流出 - ハウス内の冠水による農作物の枯死・腐敗	- 電気や水道等、インフラ機能の途絶 - 農業者の移動手段の途絶

2.4.5 地震

下記の日本地図は、J-SHIS(地震ハザードステーション)にて、今後 30 年以内に震度 6 弱以上の揺れに見舞われる確率の分布図です。太平洋側を中心に紫色（発生確率 26%以上）の地域が、日本海側においても黄色（発生確率 0.1～3%）の地域が広がっています。一部では 0.1%以下のクリーム色の地域はあるものの、日本全国どの地域でも大きな揺れに遭遇する可能性はあるため、平時から地震の発生に備えて対策を行う必要があります。



出典：国立研究開発法人防災科学技術研究所 J-SHIS (<https://www.j-shis.bosai.go.jp/map/>)

● 伝えていただきたい、三つのポイント

Point ①	日本の大半の地域では、震度 6 弱 ⁹ 以上の地震が発生する可能性があるため備えが必要。
Point ②	「揺れ」に加え、地域によっては「津波」「液状化」に見舞われる場合がある。
Point ③	大規模地震が発生した際には、電力・水道・ガス・通信等の長期間の途絶が想定される。

● 地震により想定される主な被害

直接被害	間接被害
- 揺れによるハウスの倒壊や損壊 - 液状化によるハウスの倒壊や傾きの発生 - 津波によるハウスや農作物の流出・冠水	- 電気や水道等、インフラ機能の途絶 - 農業者の移動手段の途絶 - 津波による塩害

⁹ 震度 6 弱以上の揺れでは、耐震性の高い建物でも壁にヒビが入る等の被害が発生する恐れがある。

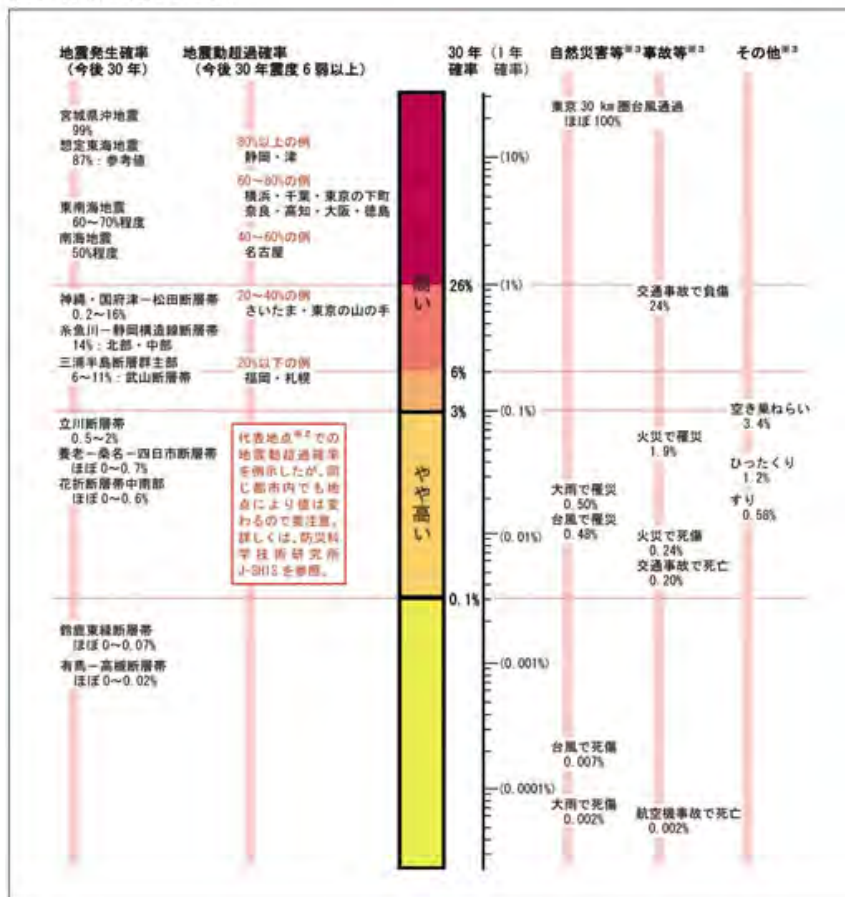
コラム：地震の30年以内の発生確率は、高いのか、低いのか？

前ページにて地震の揺れに見舞われる確率を紹介しましたが、この確率が低いと感じた人はいませんか？ おそらくこれから皆様が産地 BCP を推進していくにあたって、「このくらいの確率だったら、リスクが低いから BCP は要らない！」という意見に一度は遭遇すると思います。その際には、下図を参考に、身近な出来事の発生確率と比較いただき、地震への注意を喚起してみてください。

例えば「自身の産地における震度6弱以上の地震の発生確率が30年以内に3%」である場合、下記の表では「空き巣ねらい(3.4%)」等とほぼ同じ、「火災で罹災(1.9%)」や「ひったくり(1.2%)」よりも高い確率であることが分かります。

また、巨大地震の30年以内の発生確率については、南海トラフ地震が70~80%¹⁰、首都直下型地震は70%¹¹とされています。これは30年以内に「交通事故で負傷(24%)」のおよそ3倍の確率となっています。

結論としては、「確率が高いと思うか、低いと思うかは、各自の感覚によるもの」ではありますが、このような切り口から BCP の必要性についてアプローチをしてみると、受け手の BCP 策定への意識が変わるかもしれません。



出典：地震調査研究推進本部「全国地震動予測地図について」(https://www.jishin.go.jp/resource/column/2009_0909_01/)

¹⁰ 地震調査研究推進本部「南海トラフで発生する地震」(https://www.jishin.go.jp/regional_seismicity/rs_kaiko/k_nankai/)

¹¹ 地震調査研究推進本部「首都直下首都圏の大地震の姿」(https://www.jishin.go.jp/resource/column/aug_shuto/)

コラム：感染症のリスクは検討する必要はないのか？

営農継続に関わるリスクは自然災害だけではなくありません。例えば、新型コロナウイルスのような感染症もリスクとして考えられます。では、なぜ本マニュアルでは自然災害を想定して検討することを推奨しているのでしょうか。理由は大きく二つあります。

一つ目は「農業分野は、自然災害による被害や影響が大きいため」です。

2.4 でも紹介いたしましたが、日本では毎年のように自然災害による大きな被害が発生しています。リスクへの対応にあたっては、「発生頻度」×「被害の大きさ」により、優先的に対応すべきリスクを選定すること多いため、まずは自然災害をリスクとして検討する方がよいでしょう。

二つ目は「自然災害をリスクとして検討した BCP の内容は、感染症を含めた他のリスクに転用できるため」です。例として、台風と感染症によって想定される主な被害を比較してみましょう。

経営資源	台風	感染症
ヒト	・ケガ等により、農作業が不可能	・感染により、農作業が不可能
モノ	・風による倒壊や冠水による故障等により使用不能 ・停電や断水等の発生	・直接的な影響は小さい
カネ	・農作物被害による収入減 ・ハウスや耕具等の修復による出費増	・直接的な影響は小さい (作業停止等に伴い出荷量減が発生した場合は収入減の可能性有り)
情報	・停電等による通信機器の使用不可 ・回線混雑による通信困難	・直接的な影響は小さい

上表の通り、台風が発生した時には全ての経営資源に対して被害が発生する可能性があります。大雨や大雪、地震のような他の自然災害においても同様に、すべての経営資源に対しての被害が発生するため、検討すべき項目が網羅できています。

2.5 産地 BCP 策定による平常時のメリット

産地 BCP を策定する際には、備蓄品や代替策等も検討することになります。その過程で、産地における課題や強みの洗い出しができる等、様々なメリットがあります。下記に平常時における主なメリットを紹介するので、推進する際に参照してください。なお、メリットは紹介する三つにとどまりません。各地域の特性に応じたメリットもあるかと思いますので、考えてみてください。

- **後継者への円滑な事業継承**

産地 BCP には非常時における対応内容が記載されるため、災害経験がある方や判断をする方が被災しても、産地 BCP を参照すれば他の構成員が代わりに対応することが可能です。また、産地の現状や課題も産地 BCP において「見える化」されています。

このように、従来では後継者に口頭等で行っていた引継ぎ内容は産地 BCP にも記載されるため、産地 BCP を活用して後継者に円滑に事業継承することができます。

- **リスクに強い収益構造への転換**

洗い出された課題から、リスク耐性のある収益構造の構築に繋げることもできます。

例えば、ハザードマップによる最大浸水深よりも高いところに実を付けるトウモロコシに栽培品目を変更し、万が一災害が発生したとしても栽培が継続でき、収益を確保できるようにしたという事例があります。

また、産地 BCP の策定で評判やブランド価値が向上すると、新規開拓が以前よりも容易になり、複数の販路を持つことにも繋がります。販路を複数持っていれば、一つの販路が機能しなくなったとしても売上の減少を小さくすることができます。

このように、リスクに強い収益構造に転換するための手法の一つとしても産地 BCP は活用できます。

- **農業者の産地への帰属意識の向上**

産地 BCP を検討するなかで、各農業者からの課題抽出・問題提起等がなされ、その解決策を話しあうことになります。このような場があることで農業者を含む関係者の一体感や帰属意識が高まり、産地が発展する礎となることが期待できます。

コラム：産地 BCP 策定により受けることができる補助¹²

産地 BCP の策定推進は、園芸産地の事業継続力を強化することが目的です。ついては、産地 BCP を策定いただいた後にも、実際に強化に向けた具体的な取組を進める必要があります。その動機付けとして、「産地 BCP を策定することで、補助金申請の要件を満たすこともできる」ことも、必ず伝えてください。

なお、この補助金は基本的に国から都道府県、都道府県から支援対象者（取組主体及び助成対象者）に交付されます。概要については下記の通りです。詳細は農林水産省ホームページの『園芸産地における事業継続強化対策【事業説明資料】』を確認ください。

- 主な事業の内容

1. 園芸産地における事業継続計画の検討及び策定等【補助率：定額、1/2】

- ◆ 事業継続計画の検討、策定
- ◆ 非常時の協力体制の構築
- ◆ 事業継続計画の推進に向けた講習会の開催及びマニュアル作成

2. 園芸産地における事業継続計画の実践

- (1) 自力施工等の技能習得、災害復旧の実証【補助率：定額、1/2】

- ◆ 農業者自らがハウスの補強や復旧を行うための自力施工講習会の開催
- ◆ 技能習得のために外部で行われる研修会等の受講
- ◆ 災害による被害が生じた後に、協力体制や自力施工の技術を活用してハウスの復旧を行う実証の取組

- (2) 既存ハウスの補強等の被害防止対策【補助率：1/2】

※今後 10 年以上の利用が見込まれるハウスが対象

台風・大雪等によるハウスへの被害を軽減するための取組として

- ◆ ハウスの補強（筋交い直管、タイバー、斜材、中柱等）
- ◆ 防風ネットの設置
- ◆ 耐候性を発揮させるための融雪装置、止水シート等
- ◆ 非常用電源の共同利用

- 取組主体

都道府県、市町村、農業協同組合、地域農業再生協議会、農業者の組織する団体等

- 補助対象要件

- ◆ 都道府県が策定した事業継続推進計画に位置付けられた取組であること。
- ◆ 既存ハウスの補強等の被害防止対策については、以下 4 件を満たすこと。
 - ① 「園芸産地における事業継続計画の検討及び策定等」の取組を実施していること
 - ② 個々の経営体で事業継続計画を策定すること
 - ③ 取組対象者は収入保険の積極的な加入に努めること
 - ④ 対象施設が園芸施設共済又は民間保険に加入すること

¹² 令和 6 年 2 月時点。年度によって補助事業の内容や要件が変わる可能性があるため、注意してください。

2.6 各都道府県における BCP の周知方法事例

第2章では、産地 BCP についてご理解いただきたく、「必要性」「重要性」「平常時のメリット」を示しました。最後に各都道府県内でどのように BCP の内容を都道府県職員が周知しているかに関する取組事例を紹介します。

事例1：広島県・JA ひろしま（旧 JA 広島北部）

項 目	概 要
1. 概要	広島県内で近年大規模災害が発生していることから、農業分野における BCP の必要性が高まっており、県として策定を推進するため、推進者となりえる県職員、市町職員、JA 職員に対し、研修を行った。
2. 参加者	県職員、市町職員、JA 職員 約 60 名
3. 内容	・研修会では実際に産地 BCP を策定した JA の事務局担当者が、産地の災害発生状況や被災による出荷停止が契約販売先の信頼喪失に繋がること等を説明するとともに、具体的な策定の内容について説明した。 ・また、策定したメリットを説明することで、産地 BCP を実際に策定した立場からの産地 BCP の必要性・重要性についての見解、産地 BCP を策定した方法や策定後の副次的効果を共有した。
4. ポイント	・産地 BCP を策定した JA の担当者が取組事例を発表したことで、参加者の産地 BCP に対する理解が一層促進され、意識啓発ができた。 ・県が主体となって産地 BCP の推進主体の一つである JA と連携して取り組んだことから、JA 内で情報が共有され、他の産地への波及が期待できる。

事例2：富山県農林振興センター¹³

項 目	概 要
1. 概要	台風、大雪等の自然災害や新型コロナウイルス感染症等の影響により、農業経営の廃業や規模縮小、市場からの評価を下げてしまうといったリスクに対処するため、平時より農業者との接点が多い普及関係の職員に対して、研修を実施した。
2. 参加者	富山県農林振興センター普及関係職員 32 名
3. 実施方法	・外部講師によるセミナー形式で実施することで、参加者が内容について細かい知識を習得した。 ・質疑応答を通じて、各職員が平時から感じていた課題とその解決方法を共有し、全員の知識の底上げができた。
4. ポイント	・普段より農業者との接点が多い普及関係職員を対象にすることで、農業関係者の BCP への意識向上が期待できる。 ・農業版 BCP の研修ではあったが、BCP 全般への理解が進んだことから同時に産地 BCP の必要性についても理解が進んだ。

¹³ 農業版 BCP の事例ですが、周知方法として好事例であることからご紹介します。

【MEMO】

第3章 産地 BCP の策定を『推進する』

第3章の説明範囲とポイント

第2章では、都道府県職員の皆様に産地 BCP を「知って」いただきました。第3章では、都道府県職員の皆様がその知識を活用し、農業者や市町村職員、JA 等の組織の職員等に産地 BCP の策定を促す、つまり産地 BCP の策定を「推進する」ための手法・情報等を紹介します。



なお、本章でご説明する事項のポイントは以下の通りです。

ポイント①

準備

- 活動を行う前の諸準備について理解をすること

ポイント②

知らせる

- 農業者やJA等の組合職員の方に産地BCPを「知らせる」ための手法と内容を理解すること

ポイント③

推進する

- 産地BCPの策定を「推進する」対象を選定すること、及び「推進する」ための効果的な手法を理解すること

• 都道府県の役割

都道府県職員の皆様が産地 BCP を「推進」するためには、策定主体となる農業者等に産地 BCP のことを知らせ、理解してもらうことが必要です。産地 BCP の第一印象が決まるタイミングでもあることから、都道府県職員の皆様には本章の内容を参考に、産地 BCP に取り掛かってみたいと思ってもらうような伝え方や話法を工夫してください。

• **本章の流れと全体の共通事項**

本マニュアル作成にあたって実施したアンケートやヒアリングの結果、各産地において「BCP を知らない・わからない」、「知っているが策定しようと思わない」といった課題があることが分かりました。つまり、産地 BCP の策定を「推進する」ためには、農業者等に産地 BCP を「知ってもらう・策定しようと思ってもらう」ことが必要となります。

第3章では、産地 BCP の策定を「推進する」活動を、「準備する」と「知ってもらい、策定しようと思ってもらう」という二つのプロセスを中心に説明します。

【第3章の記載項目・概要と該当頁一覧】

項目	概要	該当ページ
1. 事前準備	産地 BCP を推進するにあたって必要な事前準備について理解する。 ①産地 BCP の内容理解 ②都道府県の推進体制の決定 ③推進スケジュールの決定 ④推進資料の準備	28 頁～29 頁
2. 産地 BCP を「知り」「知らせる」	農業者等に伝える事項を理解する。	30 頁～31 頁
3. 周知方法	産地 BCP を「誰に」「どのような方法で」推進するか、その手法を理解する。 ①周知・意識づけの方法 ②産地の選定方法	32 頁～35 頁
4. 推進事例	推進事例	36 頁～39 頁

3.1 推進にあたっての事前の検討事項

推進にあたっての事前の検討事項を説明しますが、産地 BCP の策定を推進する方法は様々あるため、各産地の実態に沿って最適な方法を検討してください。

3.1.1 産地 BCP の内容理解

第 2 章で説明した産地 BCP の概要を都道府県の職員の皆様が理解していることが望めます。ただし、完全な理解よりも産地 BCP についてポイントを押さえることを優先し、「産地 BCP は何か」「なぜ産地 BCP が必要なのか」等について、まずは策定主体の皆様に説明してください。また、その際は本マニュアルや産地 BCP 推進チラシ等もご活用ください。

3.1.2 都道府県の推進体制の決定

産地 BCP を推進する主管部署や体制を検討・決定します。都道府県によっては、産地 BCP を推進する主管部署や推進体制が不明確な場合がありますので、主管部署を決める際は下表を参照してください。また、推進体制についてはコラムを参考ください

【産地 BCP 推進の主管部署の（例）】

パターン	主管部署	メリット
①	産地 BCP の担当部署	産地 BCP に関する対応・問い合わせ窓口が一本化できる。
②	農業保険の担当部署	被災事例を豊富に有する農業保険と連携が容易になる。
③	技術普及の担当部署 (普及指導員等)	策定主体となる農業者や JA 等の組織との接点が多く、進めやすい。

コラム：推進体制のパターン

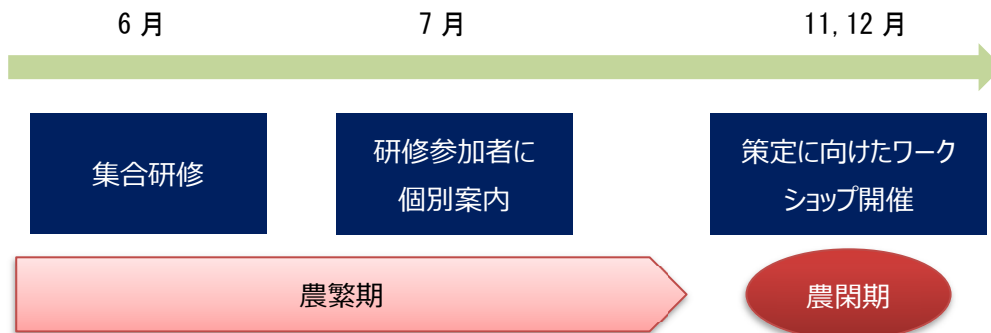
産地 BCP を効率的に推進するためには、都道府県内の他の部署と協力することも重要です。その実施方法は大きく二つのパターンに分けることができます。下記に主なパターンを紹介しますので、各地の実態に合わせて最適な体制を検討してください。

- パターン① 産地 BCP 所管課が中心になって実施事項を検討し、他所管課がそれに連動して行動するパターン
セミナーの企画・実施、案内する産地の選定等、おおよその内容を所管課が決定し、そのうえで他の所管課がその推進を加速化するためのサポートを行う。
- パターン② 産地 BCP 所管課と普及指導員、農業保険の所管課等が連携するパターン
農業者等との接点が多い普及指導員や、農業保険（園芸施設共済）の関連が深い所管課が産地 BCP 所管課と連携して同時並行で活動する。

3.1.3 産地 BCP 推進スケジュールの決定

産地 BCP 推進のスケジュールを検討・決定します。農業者を中心とする産地の関係者がしっかり協議をするために、産地の関係者が検討する時間を確保する必要があります。時間を確保しやすい農閑期にワークショップを行うことができるよう、スケジュールを逆算して決定するとスムーズです。

【例：11、12 月が農閑期の場合】



3.1.4 産地 BCP の推進資料の準備

産地 BCP 推進にあたっては農業者等の理解を助けるための各種資料を準備します。参考として基本的な資料は下記の通りです。全てが揃っていないなくても推進できますが、よりスムーズな案内が可能となります。

【産地 BCP を推進するにあたっての資料一覧】

	資料	用途等
①	本マニュアル	問合せ等があった場合の確認資料
②	産地 BCP 推進チラシ	農業者等への説明に使用
③	産地 BCP チェックシート	産地にて協議する前に、事務局を担当する構成員が産地の現状把握として使用
④	産地 BCP フォーマット (農水省ホームページ)	産地 BCP について検討した結果を記載
⑤	ハザードマップ	産地周辺のリスクを確認
あれば	当該地域(又は周辺地域)の被災歴(県ホームページ、各地域の気象台ホームページでも可)	リスクがあることを、関係者に認識いただくために使用

3.2 産地 BCP を「知る」・「知らせる」

農業者等に産地 BCP 策定を働きかけるにあたっては、都道府県職員の皆様が「産地 BCP の概要を理解」したうえで、「産地の策定主体に産地 BCP のポイントを知らせること」が必要です。

については、第 2 章で紹介した産地 BCP のポイントを都道府県職員の皆様がまずは理解しておく必要があります。

次に、都道府県のホームページを活用したり、研修会を開催したりする等により、産地 BCP のポイントを策定主体の皆様に知らせてください。普及指導員であれば、JA の生産部会等を通じて、産地の組織や関係者に直接周知することも可能です。

【産地 BCP を「知る」「知らせる」ためのポイント整理】

	項目	ポイント
①	【WHAT】 何を「知る」か	- 産地 BCP の概要 - 自然災害の状況 - 産地 BCP の策定理由（必要性・重要性等） - 産地 BCP の策定のメリット
②	【HOW】 どのように「知らせる」か	- ホームページや SNS の活用 - 集合研修・説明会 - 個別の産地向けの研修・説明会

3.2.1 策定主体に伝える事項

策定主体となる市町村、JA 等の組織、農業者等に対して、産地 BCP のポイントを伝えます。

【伝えるポイント】

	項目	参照頁・ポイント
①	【自然災害】 - 近年、自然災害は激甚化・頻発化しており、これまでに被災の経験がなくても、被災するリスクがあること - 災害を回避することは不可能だが、被害低減に向けた事前対策は可能であること	参照：15 頁～21 頁 自然災害が激甚化・頻発化しており、被災のリスクが高まっている。ハザードマップを踏まえ、産地や各農業者等にどのような被害が発生する可能性があるか認識する。 ※台風・大雨・大雪等は気象予報等で確認できるため、直前に応急措置を実施することも有効である。
②	【BCP の概要】 - BCP とは事前対策の実施と事後対策の検討をすること - ハウスの補強は BCP における事前対策の一環でもあり、農業者の多くは既に BCP の一部に取り組んでいること	参照：8 頁～11 頁 BCP では、被災することを前提として、事前対策と早期復旧するための手順を検討する。 BCP という言葉に馴染みが無くても、農業者や産地が既に実施している防災計画を活用し、BCP の検討を進めることができる。

	項目	参照頁・ポイント
③	【産地 BCP の必要性】 - 被災による影響を最小化するため、事前対策や被災時における実施事項を予め検討する。 - 被災し農業の中断期間が長期化すると地域農業の衰退に繋がる。	参照：12 頁 産地 BCP の策定が必要である理由を説明する。 なお、周知する相手によって必要性のポイントが変わることに注意する。市町村や JA 等の組織の場合は地域産業の観点から、農業者等の場合は各農業者の農業継続の観点から「必要性」を説明する。
④	【産地 BCP の重要性】 - 各都道府県や市町村においては、国土強靱化地域計画の一環となる。 - BCP 策定による安定供給の対策が、ブランドや評判の向上に繋がり、結果的に産地の収益や農業者の所得が向上する可能性がある。	参照：13 頁 必要と思っても、策定主体の業務の中での優先順位が低ければ、策定に取り掛からないことが想定されるため、産地 BCP の「重要性」を説明する。 なお、必要性と同様、周知する相手によってポイントが変わるので注意する。
⑤	【産地 BCP 策定のメリット】 産地 BCP は緊急時だけでなく、平常時にも活用ができる。	参照：22 頁 検討を通して経営面等の課題が認識できることで、通常業務の業務改善・効率化に繋がったり、被災リスクの低い品目への展開等によるリスク耐性の高い収益構造に転換ができたりと、平常時においてもメリットがあることを、事例を踏まえて説明する。
⑥	【補助事業について】 国の補助事業（ハウスの補強の補助等）について説明する。 ※年度によって補助事業の内容や要件が変わる可能性があるため、注意してください。	参照：23 頁 補助事業の要件となっている場合は、その旨も説明する。 補助事業に対する産地からのニーズが高ければ、補助事業の活用を切り口にして推進することも検討する。
⑦	【産地 BCP の策定事例】 既に産地 BCP を策定している産地が感じている策定のメリットを説明する。	参照：36 頁～39 頁 他の産地が感じた産地 BCP を策定したメリットを、事例として説明する。 産地が抱える課題の解決策の一つとして、産地 BCP は有効であると認識できるよう、各産地の状況を踏まえて紹介する。

3.2.2 産地構成員（農業者・JA等の組織・市町村等）への産地 BCP の周知、理解向上の方法

産地 BCP を策定するには、農業者・市町村・JA等の組織の各関係者に産地 BCP が周知され、理解されていることが必要です。そのためには、周知内容と周知方法を最適な形で組み合わせることも重要です。一般的な周知内容は上記 3.2.1 で説明したので、ここでは周知方法を説明します。

※本マニュアルの付属資料として、産地 BCP 推進チラシを用意したので、配布や研修等で活用ください。（5.1「産地 BCP 推進チラシ」参照）

【周知方途と内容による効果の考え方】

それぞれの周知方法の特徴を踏まえて、複数の方法を組み合わせることも重要です。



• 周知方法について

都道府県から産地構成員に産地 BCP の案内を行う主な手法として、①ホームページ、SNS 等による案内、②集合研修、③個別案内の三つがあります。これらの特徴を踏まえ、最適な手法を選択する（または組み合わせる）ことをお勧めします。

【周知方法とその特徴・注意点】

パターン	手法	特徴・注意点
①	【ホームページ、SNS による案内】 ホームページ、SNS 等での案内	✓ ホームページは資料提供等で活用 ✓ SNS はニーズ喚起で活用
②-1	【集合研修 パターン①】 複数あるテーマの一つとして産地 BCP を案内	✓ 産地 BCP 推進チラシ等を活用 ✓ 他の周知項目と混在するため農業者等の意識に残りにくい。
②-2	【集合研修 パターン②】 産地 BCP をメインテーマとして案内	✓ 印象に残りやすいが集客方法を含めた工夫が必要
③	【個別に案内】 特定産地の関係者への案内	✓ 当該産地の過去の被災事例やビジネス環境等を踏まえた説明が必要

● **パターン①：ホームページ、SNS での案内**

- ✓ 市町村等のホームページへ掲載・案内する方法です。農業者等がホームページを見ないと情報が伝わらないというデメリットもありますが、産地 BCP に関心がある方へ必要な情報や資料等を、いつでも、どこでも提供できる手段として有効です。
- ✓ SNS やグループメールは登録されている農業者等に直接届くため、周知の効果が期待できます。但し、一度の文章で伝えられる情報量は多くないため、別途研修を実施する等の工夫が必要です。

● **パターン②-1：（集合研修①）既にある説明会や研修の中で、テーマの一つとして案内**

- ✓ 都道府県で農家等を集めて研修・情宣を行う際の一般的な手法です。
- ✓ 多くの伝えるべき項目があること、時間割によっては案内資料のみを配布に留まってしまう、農業者等の印象に残りにくいというデメリットがありますが、産地 BCP に関心を持っていない方への周知ができるメリットもあります。

● **パターン②-2：（集合研修②）産地 BCP をメインテーマとして案内**

- ✓ メインテーマとして産地 BCP を扱うことで、具体的な説明が可能です。但し、産地 BCP への興味が薄い方が多い地域では集客が難しくなることも想定されるため、「研修のタイトル」等で、農業者等に興味を持っていただくための工夫が必要です。
- ✓ 研修のタイトルの事例としては、「昨今の自然災害による被災状況～産地 BCP による事前対策～」のように、農業者等が抱えている問題や課題と合わせることで、参加者を募ることも有効です。

【研修項目例】

1. 気候変動の影響と●●県での自然災害の発生について
2. 自然災害における農業被害について
3. 産地 BCP のポイント
4. 国による補助事業について

● **パターン③：（個別に案内）特定の産地関係者への案内**

- ✓ 特定の関係者に直接アプローチすることで、個別具体的な対応が可能です。
- ✓ 研修等のフォローとして対応する場合と、都道府県が選定した産地に案内する場合とでは、説明内容が異なります。詳細は 3.3 で産地の選定について説明します。

コラム：案内を効果的にするために

研修等で産地 BCP について案内してもそれだけでは効果が得られないことが多いと思います。より効果を出す工夫として既に産地 BCP を策定した産地の方から経験談や良かった点を具体的に説明して頂くと参加者の共感を呼びやすく案内効果が大きくなります。また後述するような手法で産地を選定し個別にフォローする方法も有効です。

3.3 都道府県による産地の選定

産地 BCP の周知方法として、特定の産地関係者への案内（3.2.2 パターン③）を紹介しました。このパターンはさらに「補助金の獲得等の目的のために産地 BCP の策定に手を挙げるように推進する手法」と、「都道府県が一定の基準で産地を選定し産地 BCP を推進する方法」の二つがあります。前者については不特定多数へのアプローチですが、後者のように都道府県が政策的に産地を選定する方法もあります。ここでは後者における選定基準と考え方を三つ紹介します。

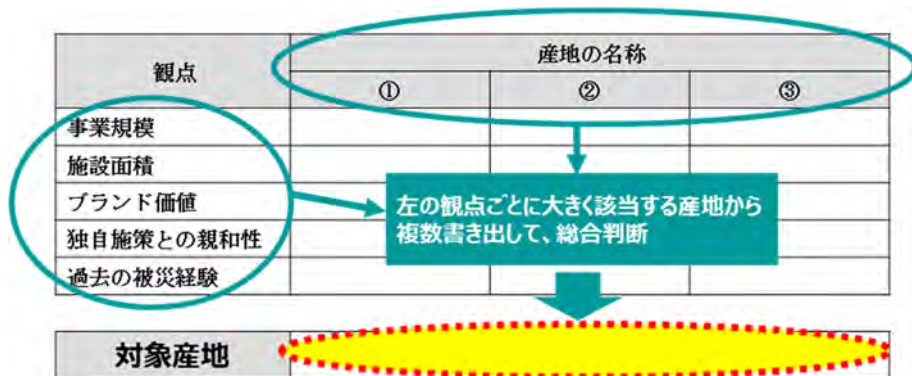
パターン	産地の選定基準	備考
①	過去に被災した産地	BCP 策定の動機に、被災経験を挙げている産地が多く、推進先として有効である。 ¹⁴
②	いくつかの観点を総合的に鑑みて、重要と判断した産地	産地ごとにいくつかの観点から検討を行い、産地 BCP を案内する産地を選定する。
③	既に都道府県として重要と選定されている産地	既存制度で選定されている等、既に重要と選定している産地を対象とする。

● パターン①：過去に被災した産地を選定

過去に被災経験を持つ産地は災害対策へのニーズが高くなっています。被災で生じたこと、困ったことを踏まえ、産地 BCP の策定は解決手段の一つであることを説明してください。

● パターン②：総合判断で産地を指定

産地を選定するための観点としては、事業規模、施設面積、ブランド価値、都道府県施策との親和性、リスクの蓋然性、過去の被災経験、産地からのニーズが挙げられます。これらのうち、特に重要と捉える観点到該当する、あるいは全ての結果を総合して判断することにより、取組すべき産地を洗い出す手法も有効です。



● パターン③：都道府県として政策的に振興すべき産地を選定

都道府県として政策的に振興すべき産地を選定している場合には、その産地に対して BCP の策定を推進する、もしくは義務付けるような対応も考えられます。

⇒ 茨城県の銘柄産地指定制度で指定されている、産地への産地 BCP の策定の義務化の事例はこの手法に含まれます。（35 頁 コラム「事例 1」）

¹⁴ 本事業実施に伴い実施した、産地 BCP 策定済の産地に対するアンケート結果

コラム：都道府県の独自施策・制度と産地 BCP の策定を連動した事例

34 頁のパターン③で「都道府県として政策的に振興すべき産地を選定している場合には、その産地に対して BCP の策定を推進する、もしくは義務付けるような対応も考えられます。」という説明をしていますが、具体的な事例をご参考まで二つご紹介します。

- 事例 1：茨城県 産地 BCP 策定を県独自の銘柄産地指定制度の認定要件の一つに指定（令和 4 年度～）

同県独自の制度として青果物銘柄産地制度と花き銘柄産地制度を創設し同県を代表する青果産地を育成・指定するとともに競争力のある切り花産地を育成・指定する制度を運営しています。産地としての供給責任を果たし、競争力を確保する観点から、令和 4 年度より同制度での新規認定又は更新時（3 年更新）に産地 BCP を策定することを要件としました。66 の産地が同制度の認定を受けていますが、これまでに 46 の産地が更新時期を迎え（令和 5 年度末時点）、地域の JA 生産部会を中心に産地 BCP を策定しています。

- 事例 2：広島県 令和 5 年度新設の「広島県施設園芸エネルギー転換事業」において産地 BCP の策定を要件化（令和 5 年度～）

同事業は長期化する原油価格等の高騰により生産コストが増大し、施設園芸においては経営を圧迫していることから、燃油使用量の低減に資する省エネ機器等の導入を支援し、農業経営の安定化を図るものです。事業要件として「県が主催する事業継続計画（BCP）策定支援研修会に出席し、令和 5 年度内に農業版又は産地版 BCP を策定すること」を入れ、研修への参加と産地又は農業版の BCP の策定を要件としています。

3.4 策定に係る事例

本項では、産地 BCP の策定をスムーズに行うことができた事例を紹介します。

事例 1：策定した産地 BCP が功を奏し、次の自然災害の被害を軽減できた事例

項 目	概 要
1. 産地の概要	➤ 構成員 JA 生産部会に所属する農業者、JA 職員 ➤ 取りまとめ役 JA ➤ 品目 チンゲン菜 ➤ 事業内容 複数品目あり、共通の事業なし ➤ 地域 中国四国農政局管下
2. 策定までの経緯	・ 当該地域では過去に水害を複数回経験しているとともに、被災により営農が一時中断した際に出荷先に対して復旧時期を明確にできなかったことから、取引を切られた経験があった。 ・ そのような状況から、県の産地 BCP 担当課が産地 BCP 策定を案内し、JA、生産部会の農業者が策定に取り組むことになった。実際の策定は JA、農業者、普及指導員等が参加した。 ・ 策定のために同県の支援により専門家の支援によるワークショップを 2 日間に分けて実施し、1 日目に共通の理解を深めた。 ・ 2 日目のワークショップ前に JA を中心に農業者が集まって各自の役割が適切であるか見直した。 ・ 産地 BCP で検討した事前に取り組むべき対策に従い、水害対策として額縁明渠による排水断面を拡充し、排水機能の強化対策を実施した。
3. 取組の特徴・ポイント	・ 産地 BCP 策定後に再度大雨に見舞われたが水害対策が効果を発揮し、営農が継続できた。 ・ 県の担当課で過去に被災した地域を選定し産地 BCP による強靱化を進めた事例である。 ・ 普及指導員等の支援を受けるとともに JA を中心に参加者が全員集合して協議・検討する機会を作った。

事例 2：国の補助事業の活用をきっかけに産地 BCP を策定した事例

項 目	概 要
1. 産地の概要	➤ 構成員 市町村、農林水産事務所（農業改良普及課、農政課）、JA、農業普及指導センター、地域的纏まりがある農業者 ➤ 取りまとめ役 市町村 ➤ 品目 花き、トマト、メロン、いちじく ➤ 事業内容 複数品目があり、共通の事業なし ➤ 地域 東海農政局管下
2. 策定までの経緯	・ 台風による停電等、近隣地域を含め数年に 1 度は被災があった。 ・ 市町村が収入保険の説明会と併せて企画した産地 BCP の説明会や、交付金の受付といった場で国の事業説明資料をベースに独自作成した産地 BCP 推進チラシを配布。ハウス補強の補助申請に関心をもった農業者からの問い合わせを受けた。 ・ 問い合わせに対し市町村の担当職員が産地 BCP の個別説明を実施し策定の機運を高めた。 ・ 産地 BCP は策定順序が分からず苦労したが、農林水産事務所や、JA からのアドバイスを得て策定することができた。
3. 取組の特徴・ポイント	・ 市、JA、普及指導員等の関係者が連携して農業者を支援する体制が構築されており、県が国作成の BCP のチラシを同県用に修正して配布する等を行うとともに市では農業者が集まる説明会時に収入保険や BCP の説明を行っていた。 ・ 被災によるハウスの被害が大きいことから普及指導員等によりハウスの補強の支援を積極的に実施した。 ・ 国の補助金を活用してガラス温室に硬質フィルム被覆を行った結果、強風時においてもガラス破損防止及びガラス飛散防止ができた。 ・ 非常用電源導入により、停電時の設備稼働が可能となり農作物の品質低下防止に繋がった。 ・ 以前より災害時の対応について各構成員は理解していたが産地 BCP を策定することで改めて産地が直面するリスクと対策について理解するとともに、災害に対する対応力が高まった。

事例 3：周知方法を 2 段階で設定して産地 BCP を策定した事例

項 目	概 要
1. 産地の概要	➤ 構成員 認定農業者協議会(事務局：町役場職員)の参加者、JA ➤ 取りまとめ役 役場職員 ➤ 品目 トマト・きゅうり、イチゴ、菊、ナス ➤ 事業内容 上記で一つもしくは複数品目を栽培 ➤ 地域 関東農政局管下
2. 策定までの経緯	・ 東日本大震災において、インフラ被害が発生。特に電源喪失については営農継続に関するリスクが高く、発電機購入の必要性を検討することとなった。 ・ 補助事業を活用して発電機購入の検討を進めたい一方、認定農業者協議会に所属する 100 件の農家における発電機の必要性にばらつきがあった。 ・ 補助事業を活用するための産地 BCP 構成員を募るため、まずは全体への周知を行い、その上で町役場が特に産地 BCP に参加したほうがよいと考える農業者を選定し、個別に声掛けを行った。
3. 取組の特徴・ポイント	・ 全体への周知の後、町役場職員から個別対応することで、効果的に産地 BCP を案内した。 ・ まずは、認定農業者協議会において、参加者全員に周知し、そのうえで、町役場側で非常用電源が必要だと思われる農家をピックアップした。その結果、個別に産地 BCP の策定の必要性も併せてお伝えすることで、最終的に 6 件の農業者が構成員となった。 ・ 構成員の農業者からは、自身の農業経営を見直すいい機会となったとの意見も上がっており、産地 BCP が業務改善にも繋がった。

事例 4：県が独自の補助事業で要件とし、策定研修の機会も設定して産地 BCP を策定した事例

項 目	概 要
1. 産地の概要	➤ 構成員 JA 生産部会に所属する農業者 9 戸、JA ➤ 取りまとめ役 農業者 ➤ 品目 トマト（ブランドとして当該地域では確立） ➤ 事業内容 ブランドトマトの栽培・出荷 ➤ 地域 中国四国農政局管下
2. 策定までの経緯	・ 自治体の独自事業を活用するための事業要件の一つに BCP 策定研修会への出席が定められていたこと、当該産地が海沿いであり風雨災害に弱い地域であることに加え、平成 30 年豪雨災害時に、道路が遮断され圃場に入れなかった経験があった。 ・ また、出荷は市場との数量調整を行っており、安定供給が必須であることを踏まえ、事業の安定と発展を図る観点で産地 BCP の策定を行うこととした。 ・ 自治体では補助事業や BCP の推進の観点から希望する農業者等に対して研修を実施していたが、当該自治体と包括連携協定を締結している企業の支援を得て、産地 BCP を実際に策定する研修を実施し、策定の支援を行った。 ・ 研修で時間的な制約のため主な事項について取決めを行うとともに、研修時間内では決め切れなかった事項については別途農家を中心に協議し、関係機関が支援しながら、産地 BCP を策定した。
3. 取組の特徴・ポイント	・ 自治体の補助事業の活用をきっかけとし、自らのリスクを再確認したうえで取組を実施した。 ・ 自治体が地域の企業と連携し研修の機会を設けることで産地の農業者が効率的に BCP を策定できた。 ・ 自治体が産地 BCP 策定の研修機会を設けたことで効率的に策定できたこと。 ・ 地域で推進するデータを活用したスマート農業を進めるために電源の確保が重要であることを再認識し、そのリスクを回避・縮小するための対策を講じることができたこと。 ・ 以前より災害時の対応について各構成員は理解していたが産地 BCP を策定することで改めて産地が直面するリスクと対策について理解するとともに、災害に対する対応力が高まった。

第4章 産地 BCP を『策定する』

第4章の説明範囲とポイント

第4章では、農業者等の産地の関係者が実際に産地 BCP を「策定する」ための手順等を説明します。



本章でご説明する事項のポイントは以下の通りです。

- | | |
|-----------------|---|
| ポイント①
準備 | • 産地BCPの策定を行うにあたり必要な諸準備について理解をすること |
| ポイント②
全体像の決定 | • 産地BCPを策定するにあたり、構成員や事務局、スケジュールを決定し、取組の全体像を決定しておくこと |
| ポイント③
策定 | • 市町村職員・JA等の組合職員・各農業者が、産地BCP策定の考え方や切り口を把握すること |

● 都道府県の役割

産地 BCP の策定は産地の構成員である農業者・市町村・JA 等の組織が実施するため、このフェーズにおける都道府県職員の役割は、策定の「支援」を行うことです。構成員の各自の取組状況、産地 BCP の策定目的等により、都道府県職員が行うべき支援の内容は異なりますので、その点に留意の上、支援を実施してください。

● 本章の説明の流れと全体の共通事項

第4章では、実際に産地 BCP を策定するにあたり効率的に策定するための手順や注意事項等を説明します。産地 BCP を策定する目的を明確にしたうえで、産地 BCP の策定者や事務局を務める組織がスケジュールを決めたうえで策定することが求められます。

【第4章の記載項目・概要と該当頁一覧】

項目	概要	該当ページ
① 準備	産地 BCP を策定するにあたって必要な準備について理解する。 ①策定の目的 ②構成員の確定 ③事務局の確定 ④体制と構成員の確定 ⑤体制を構築する際の課題 ⑥策定スケジュール（案）の決定	42 頁～47 頁
② 産地 BCP の準備事項と検討方法	産地 BCP の指定された検討項目と概要を理解するとともに、効率的な検討の進め方を理解する。 ①準備・確認しておく資料 ②記載項目と整理 ③効率的な策定手順	48 頁～49 頁
③ 検討項目の内容とポイント	九つの指定項目の内容と検討のポイントを理解する。	50 頁～57 頁

コラム：産地 BCP の策定に向けた支援例

ヒアリングや産地へのアンケートを踏まえると例として以下のような活動があります。

● 産地 BCP に関する関係者への教育支援

産地 BCP の知識等が必要となるため、都道府県が企画するセミナー等を通じて産地 BCP の理解を深める活動があります。またいくつかの都道府県では産地 BCP に関する独自のマニュアル類を策定しています。

● 産地 BCP の策定に関する支援

産地 BCP を策定するにあたりワークショップを開催することで、効率的に策定するための支援を行う手法もあります。（36 頁 事例 1 参照）

4.1 事前に確認・検討すべき事項

産地 BCP の策定作業に入る前に、事前に確認・検討すべき事項があります。都道府県職員から説明を受けた方（＝産地における発起人）が中心となり、「① 同じ目的を持った方々に産地 BCP への参加を呼びかけ」、「② 参加が決まった構成員の中から主導する役目を持つ事務局を決定」したうえで、「③ 事務局が策定スケジュールを決定」してください。

この三つに取り組むことが策定にあたっての第一歩となります。

4.1.1 産地 BCP を策定する目的（産地 BCP フォーマット「2. 目的及び方針」関連）

後述の 4.3（50 頁）でも説明しますが、産地 BCP を何のために策定するのかを決める必要があります。目的が異なれば検討内容も異なるため、先に目的を決めることは重要です。

目的は各産地によって異なりますが、主に以下の二つに大きくパターン化できます。

【産地 BCP の策定目的の例】

パターン	内容
パターン①	生産の維持・復旧
パターン②	出荷の維持・復旧

※上記のパターンの両方を目的とすることも可能です。

4.1.2 産地 BCP を策定する構成員の確定

続いて、産地 BCP の構成員に参画する関係者にお声がけし、参加の合意を得る必要があります。お声がけいただきたい構成員の候補は下記の通りです。これらの構成員がすべて揃わなければならないというわけではありませんが、検討するにあたって重要な役割を担いますので、候補者には参加いただきたいことを念頭に打診してください。

【産地 BCP を策定する構成員】

産地構成員	説 明
農業者	- 栽培種目の異同、人数等の制限はない。 - 農業者の人数が多すぎると後述の役割分担の決定が困難になる可能性があるため、上手く論議が進まないと思われるときは、いくつかのグループに分ける等の工夫を行う。
市町村・JA 等の組織	- 目的により、主導的な役割を担当する構成員（組織）が変わる。例）生産の維持・復旧を目的にする場合は市町村、出荷の維持・復旧を目的にする場合は JA 等の役割が大きくなる等。 - 災害時には、JA 等の所有する資材を融通することも可能である。
普及指導員	日頃の支援を通じた農業者との密な関係や、様々な指導が産地 BCP 策定に役立つことから普及指導員の関与事例が多い。
その他機関	産地 BCP には農業保険の加入状況を記載する必要がある。

4.1.3 事務局を運営する組織または個人の選定

構成員が決まったら、その中から事務局を担当する組織又は個人を選定します。主な事務局の役割を下記に二つ紹介します。

- 産地 BCP 策定のスケジュールの立案
- 議長もしくは司会進行役として、実際の策定における運営進行 等

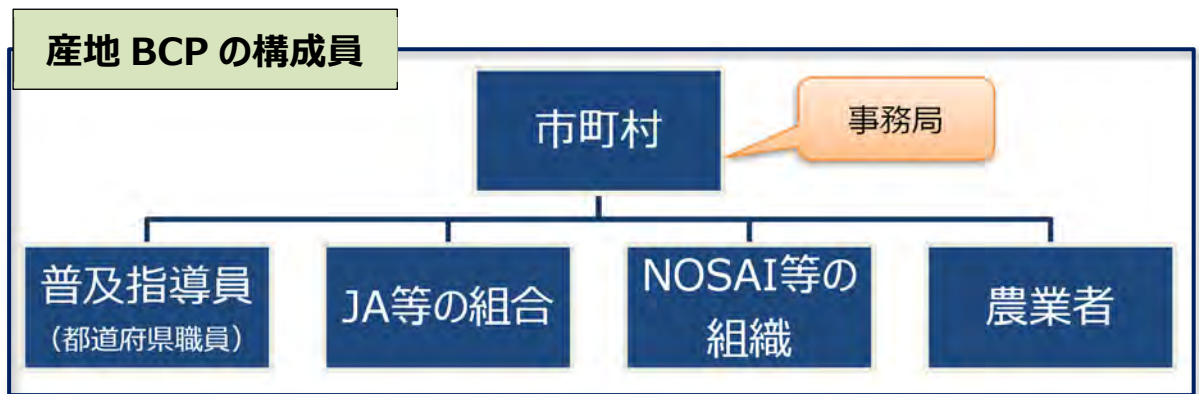
4.1.4 体制と構成員の主なパターン

各産地でどのような関係者が集まって産地 BCP を策定するかは、目的や各産地の状況により異なりますが、実際の策定事例をもとに三つのパターンを紹介します。これらのパターンを参考に、各地の実態に応じて最適な体制と構成員を決定してください。

● パターン①：市町村が主体となり同一地域内の農業者で構成

市町村が事務局を担当するパターンです。産地 BCP の策定のまとまりが「地域」であるケースが多く、地域単位で農業者が纏まることから栽培品目や所属が異なっても産地 BCP の構成員として参加しやすいことが大きなメリットです。一方、栽培品目が異なっていることで、同じ自然災害でも受ける影響が異なってしまう、策定するスケジュールの決定が難しくなる可能性もあります。

【参考】



【メリット】

ポイント	詳細
様々な農業者が 枠組みに参加できる。	- 市町村が中心となって枠組みを構築するため、組合や組織等の枠組みにとらわれず、産地 BCP の構成員に参加しやすい。 - 補助事業等と関連付けることが容易である。

【デメリット】

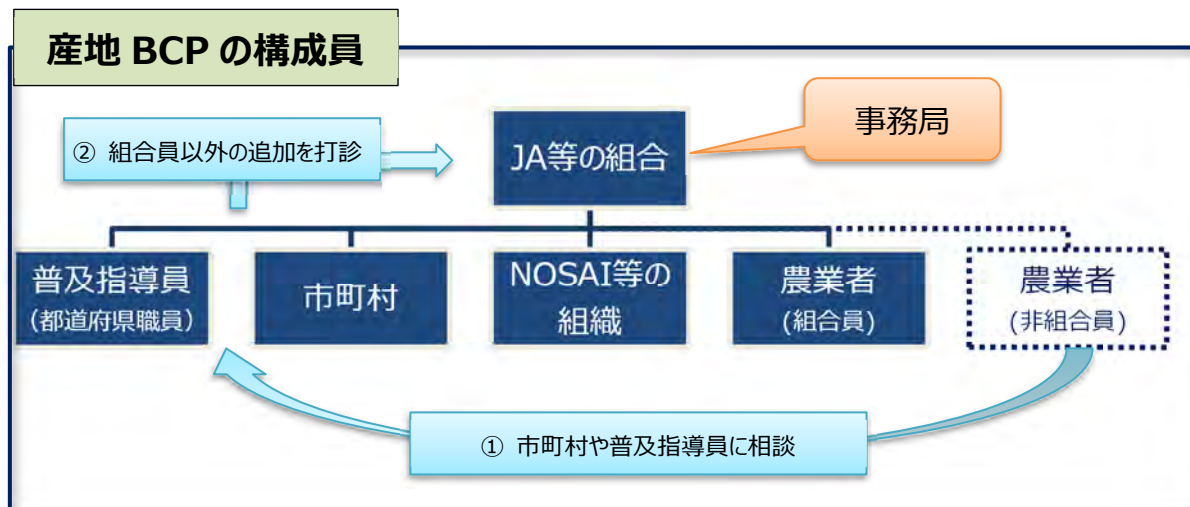
ポイント	詳細
新たに枠組みを構築する 必要があり手間が掛かる。	構成員全員で新たに枠組みを設ける必要があるため、開始までに規則の決定等、BCP 策定以外の手間が掛かる。
産地 BCP の策定や見直し が難しい可能性がある。	品目によって閑散期が違う場合、策定のスケジュールが立てづらい。また、品目によって必要な備蓄が違う可能性があるため、意見がまとまらない可能性がある。 ※策定後においては、農閑期が違うことで被災時に手が空いている方がおり、復旧の支援をしやすくなるという側面もある。

● パターン②：JA や生協等の組織が主となって構成

JA や生協等の組織が中心となって構成員を検討するパターンです。従来の組織や関係性を活用して産地 BCP を策定する形となるため、ハードルが低くかつ産地 BCP の継続運用が容易であるというメリットがあります。

一方、事務局を担当している組織の組合員でない農業者が、産地 BCP に加わりづらくなるというデメリットもあります。非組合員が参加する場合は、中立的な立場である市町村や普及指導員が事務局に働きかけ、臨機応変に対応する等の工夫をしてください。

【参考】



【メリット】

ポイント	詳細
既存の組織体制を活用できるため、産地 BCP 策定に取組やすい。	- 既存の体制の中で産地 BCP の策定を進めるため、既に実施している定例会議の中の議題とする等、策定にあたって調整すべき事項が少ない。 - 生産品目で組織が構成されているため、産地 BCP 構成員のリスクと課題が同じである可能性が高い。

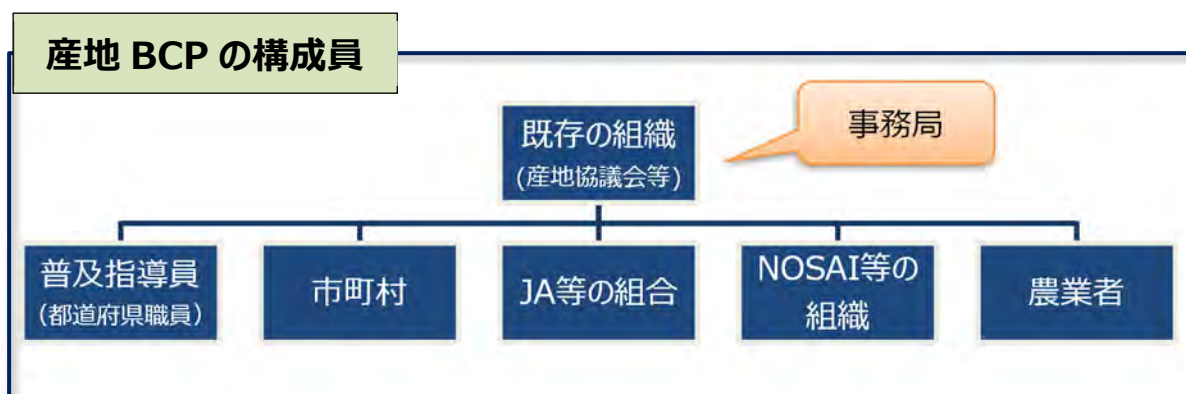
【デメリット】

ポイント	詳細
参加農業者が多い生産部会では取りまとめが困難である。	大人数の農業者が参加する生産部会では各農業者の役割を決めること自体が難しい可能性があり、その場合には何等かの基準で参加する農業者を分けて、各々で産地 BCP を策定する必要がある。
事務局の組織の組合員でない方が産地 BCP に参加しづらい。	事務局の組織体制をベースに検討を進めるため、非組合員の方が産地 BCP の枠組みに入ることが難しくなる。対応策として、中立的な立場である市町村や普及指導員が事務局に依頼して構成員に追加してもらった事例もあるため、ぜひ参考にしていきたい。

● **パターン③：その他の既存の組織が主体として運営**

最後に既存組織を中心とする体制もあるため紹介します。例えば、産地協議会が組織されている地域においては、被災する可能性があるハザードは共通であることが多いため、その対策の一つとして産地 BCP を策定することも可能です。少し例外的な事例かもしれませんが、参考として紹介します。

【参考】



【メリット】

ポイント	詳細
既存の組織体制が活用できるため取組し易い。	パターン②と同様、既存の体制の中で産地 BCP の策定を進めることができるため、取組しやすい。

【デメリット】

ポイント	詳細
既存組織に未参加の構成員がいる場合に参加を推進する必要がある。	既存団体の趣旨・目的又は規約等によっては、外部の方の参加に制約が生じる可能性がある。
既存の組織が設立されていない場合はこのパターンを検討できない。	既存組織が全ての産地で設立されているわけでないため、この方法を選択できない。

4.1.5 体制を構築する際の課題

体制の構築にあたり、推進する都道府県サイドにも、策定主体となる農業者サイドにも整理しておくべき課題があります。以下、実際の解決事例やヒアリングで伺った課題・対応方法等をご紹介します。

● 都道府県サイドの課題例

	課題	ご説明例	参照頁
1	【実務的な推進主体】 都道府県のどの部署が産地 BCP の案内を行うか。	多くの都道府県では産地 BCP の所管部署が決まっておりますが、並行して関係部署で協議し、役割分担して実施することも有効です。	28 頁
2	【推進話法・説明】 産地 BCP の推進をする必要があることは理解するが、日頃対応していない業務であり、十分な説明・推進が難しい。	都道府県担当者が全てを知っている必要はなく、本マニュアル・産地 BCP 推進チラシ等も同時に活用してください。	14 頁
3	【他の案内事項との関係】 農業者に伝えるべき事項が多く、産地 BCP にまで手が回らない。	農業者に伝える必要のある多くの事項がありますが、産地 BCP は営農を維持するために必要かつ重要であることから、是非他の事項と同様に案内ください。	12～14 頁
4	【自然災害等によるリスク認識】 ハウスの補強等の対策を推進しているため事後対策は不要である。	自然災害の激甚化・頻発化が進んでおり、補強したからといってすべてのハウスが被災しないとは限りません。被災後に中断期間が長くなると、高齢の農業者が廃業する等、副次的な被害も生じる可能性があります。	15～21 頁

● 農業者サイドの課題例

	課題	ご説明例	参照頁
1	【産地 BCP の必要性】 今まで策定したことがない産地 BCP をわざわざ作る必要があるのか理解できない。	多くの農業者はハウスの補強等を含め災害対応を行っていることから BCP と全く無縁ではありません。産地 BCP の「必要性」について理解を頂きますようお願いいたします。	12 頁
2	【産地 BCP の重要性】 産地 BCP が必要なのは分かったが他に業務がある中、何故取り組まないといけないかわからない。	産地 BCP の「重要性」について理解を頂きますようお願いいたします。	13 頁
3	【策定時間】 業務多忙な中で産地 BCP 策定に割く時間が取れない。	農閑期に策定期間を設定する等工夫することで時間を創出できるようにします。	29 頁
4	【策定時間】 策定に時間を要しそうで面倒そう。	策定に要する時間は進め方等により異なりますが概ね 2 日間又は 1 日で策定することも可能です。	49 頁

4.1.6 産地 BCP の策定スケジュール（案）を決定

産地 BCP の策定スケジュールは、以下のような点に留意して案を策定します。

- 参加者の産地 BCP に関する知識に大きな差異があり目線合わせが必要な場合には、産地 BCP の具体的策定の前に目線や理解度を合わせるための時間もスケジュール化する。
- 産地 BCP の項目には「構成員間の協議が必要な項目」と「協議の必要がない項目」に分けられるため、集まって協議する日程と個別で作業する期間を考慮する。
- できるだけ繁忙期を避けて検討ができるような日程調整を行う。

コラム：産地 BCP を策定するにあたり困ったこととは

産地へのアンケートで、「産地 BCP を策定するにあたり困ったことはなにか」を聞いたところ、産地が挙げた困難事項は主に以下の 2 点に集約できました。

- 産地 BCP 策定時に困ったこと

- ①構成員の産地 BCP に対する理解度に大きなばらつきがあること。
- ②すべてを検討するために多くの時間を要してしまうこと。

②の課題は後述しますが（49 頁参照）、①の解決策としては、理解度を合わせるための手法の一つとして産地構成員を対象とした集合研修の活用が挙げられます。

講師は都道府県の職員等、産地 BCP の内容がわかる方でも問題ありませんが、もし適切な方が身近にいない場合には、農業分野に知見がある中小企業診断士等の専門家の支援を受ける方法もあります。なお、産地 BCP の研修を行う場合には、国による補助金も活用できるケース¹⁵もあるため、その活用可否を確認してください。

また、ワークショップの開催も検討してください。実施に向けたスケジュール調整や実施日の長時間の拘束が必要ですが、構成員全員で協議する場が確実に持てるため、ワークショップ終了後には産地 BCP が概ね策定できるという点は、非常に大きなメリットとなります。

¹⁵ 令和 6 年 2 月時点

4.2 策定前の準備事項と検討方法

次に、実際に産地 BCP を策定するにあたっての準備事項と検討方法について説明します。

4.2.1 産地 BCP の策定前に準備・確認しておく資料

産地 BCP を策定するにあたり必要とする資料は以下の通りです。

【産地 BCP 策定にあたり事前に準備・確認しておく資料一覧】

	資料	用途等
①	本マニュアル	問合せ等があった場合の確認資料
②	産地 BCP チェックシート	産地 BCP 策定の補助として使用
③	産地 BCP フォーマット (農水省ホームページ)	産地 BCP について検討した結果を記載
④	ハザードマップ	産地周辺のリスクを確認
あれば	当該地域の被災歴(県ホームページ、気象台ホームページでも可)	リスクがあることを、関係者に認識いただくために使用

※産地 BCP フォーマットは(69 頁～71 頁)又は農林水産省 園芸産地における事業継続計画をご参照。

<https://www.maff.go.jp/j/seisan/ryutu/engei/sisetsu/attach/xls/saigaitaisaku-25.xlsx>

4.2.2 産地 BCP の記載項目と整理

産地 BCP で記載が必要な項目は下記の通り 9 項目ありますが、半ば自動的に記載内容が決まる項目と、各構成員の協議が必要な項目に分かれます。

9 項目中、各構成員で協議が必要な項目(下記表で■を付した項目)は 5 項目となります。

【産地 BCP の記載項目と構成員による協議の要否の整理】

項目	概要	要協議
1. 産地の概要	栽培品目、面積等産地の概要を記載	
2. 目的及び方針	産地 BCP 策定目的と基本的な方針を記載	■ ¹⁶
3. BCP の運用体制と具体的な役割分担	誰がどのような役割を担うかを記載	■
4. 想定する災害と内容	産地で想定される主な災害と内容を記載	■
5. 災害発生前後におけるヒト・モノ・カネ・情報等に与える影響と取組内容	ヒト・モノ・カネ・情報等に関する「想定される災害」「取組内容(事前・事後)」について記載	■
6. 事業継続計画の構成員の保険加入状況及び事業継続のための必要な措置	農業保険の加入状況や、ハウスの補強等、事業継続のための実施措置の状況について取りまとめて記載	
7. 事業継続に向けた維持管理	計画した産地 BCP を平素運営するための事項について記載	■
8. 産地における事業継続可能となる面積(令和 年度)	産地 BCP の対象となる面積について、取りまとめて記載	
9. 産地における事業継続可能となる計画面積	産地 BCP の対象について、対応の進捗を取りまとめて記載	

¹⁶ 「2 目的及び方針」は事前に決まっている場合は、協議不要です。

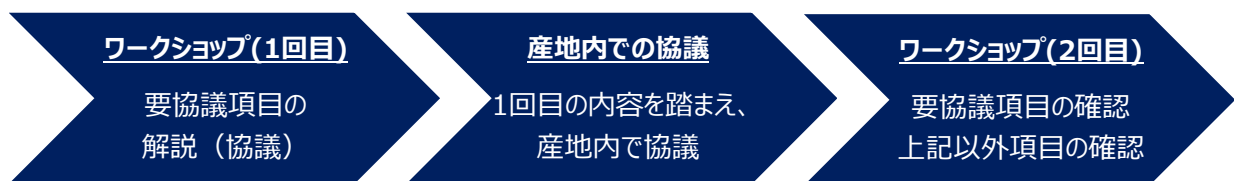
4.2.3 効率的な策定手順

4.2.2 で記載した通り、産地 BCP の策定に向けて構成員全員で協議する必要がある項目は五つあります。検討方法は様々ありますが、この五つの項目を協議するために、1, 2 回程度のワークショップを開催することも効率的です。下記にワークショップを活用して産地 BCP を策定した事例を基に、手順を紹介します。

今回の事例は、半日×2 回で実施しましたが、産地 BCP の構成員が全員ワークショップに出席できる場合、産地内での協議の省略や、1 日通して実施すること等も可能です。また、ワークショップの講師は外部専門家、事務局等の役割を担える方なら誰でも対応可能です。

産地の状況や構成員のスケジュール等を踏まえ、最も効率的な策定手順を決定してください。

【事例：要協議項目】



● ワークショップ1回目

講師により産地 BCP について簡単な講習を最初に行ったうえで、「構成員全員で協議する必要がある項目」の考え方について解説します。構成員は内容を踏まえ同項目について協議します。

● 産地内での協議

構成員は、ワークショップの内容を各自で持ち帰り、2 回目のワークショップに向けて「構成員全員で協議する必要がある項目」を産地内で協議します。協議にあたっては、個別具体的な細かい内容まで詰める必要はありません。産地にもよりますが、1～2 時間程度の協議を 2, 3 回程度行うため、およそ 1 カ月は必要となります。

● ワークショップ2回目

産地内での協議結果を基に、構成員は講師を交えて要協議項目について協議し、内容をほぼほぼ完成させてください。ワークショップ終了後には、2 回目に検討した内容を整理して、内容を確定させてください。また、その他の項目については、構成員だけでおおよそ完成させることが可能です。これら二つを合わせて完成した内容について、全員で確認と承認ができれば策定完了となります。

4.3 検討項目の内容とポイント

9 項目ある産地 BCP の記載項目について個別に説明します。産地 BCP フォーマットの記載項目順に説明しますが、実際に検討する場合は 4.2.2 で■を付した項目を中心に検討することを想定しています。

農業分野では、多数の関係者が様々な場面で連携して対応することが多く見られます。そのため、産地 BCP においても、個々の農業者で対応するのが難しい内容は、複数の農業者で連携した対応を検討します。例えば、被災していない農業者が被災した農業者を支援する、非常用発電機等を共同利用（シェアリング）する等の対応が考えられるでしょう。

● 1. 産地の概要

「経営体の概況」「ハウスの概況」等リスクの検討について必要な項目を記載します。

➤ 本項の記載の目的	✓ 本項は維持すべき産地を特定するとともに、現状、課題等について参加者全員が共有することを目的としています。
➤ 記載が必要な内容	✓ 栽培品目、品目ごとの作付面積 ✓ 農業者（法人）の数、合計作付面積、1 名（法人）あたりの作付面積 ✓ ハウスの概況（種類・性能）
➤ 検討の視点・考え方	✓ 産地の概要を知る必要があるため、「どれくらいの数の生産者」が、「何」を、「どれくらいの広さ」の、「どのような施設」で、生産しているのかを検討してください。 ✓ 文書化することで、自身の産地の状況を客観的に把握することが可能となります。

● 2. 目的及び方針

産地 BCP を策定する目的と方針を記載します。産地の関係者が協議し、「何のために産地 BCP を策定するのか」「基本的な考え方は何か」を決定します。

➤ 本項の記載の目的	✓ 何のために産地 BCP を策定するのかを明確にして、産地 BCP の検討内容にブレが生じないようにします。 ✓ また基本方針（BCP を策定するにあたっての基本的な考え方）を決めることで、対策の内容にブレが生じないようにします。
➤ 記載が必要な内容	✓ 産地 BCP を策定する背景（台風が多い、過去に被災経験あり 等） ✓ 産地 BCP を策定することで産地全体に期待できること
➤ 検討の視点・考え方	✓ 周辺産地を含めた被災経験やリスクの高いハザードを調べ、詳しく記載してください。 ✓ 産地として実施したいこと・避けたいことを検討ください。 例）BCP によって災害ダメージを軽減し営農を維持する 出荷を維持し農産物の供給責任を果たす 等

● 3. BCP の運用体制と具体的な役割分担

産地 BCP 構成員による役割分担と体制を整理して記載する項目です。災害時に産地として対応するにあたり必要となる役割を洗い出し、それぞれの役割を担う産地構成員を明確にし、体制を構築します。

産地構成員が担う役割は、産地 BCP フォーマットに記載されている「①責任者、②事務局、③協力体制の構築及び維持管理、④取引先との調整、⑤資金の調整、⑥現場の復旧及び把握」の六つのほか、各産地の状況に応じて追加ください。追加例としては、「安否集約」「近隣地区を含む被害等の情報集約」「救護対応」「人・物資支援調整」等が挙げられます。

なお、それぞれの役割に応じた具体的な実施事項は「5. 災害発生前後におけるヒト・モノ・カネ・情報等に与える影響と取組内容」にて検討します。

➤ 本項の記載の目的	✓ 産地 BCP の肝となる項目の一つです。 ✓ 被災し早期復旧・事業継続に向けて誰がどのような役割を担うかを事前に決めておき、初動を早く正確に行うことで早期に事業復旧を図ることができます。
➤ 記載が必要な内容	✓ 産地 BCP フォーマットに記載している役割を基に、各産地の状況に応じて役割を追加してください。但し、意思決定者である「責任者」と実務担当を担う「事務局」は外さないようにしてください。 ✓ 全構成員の所属組織と名前 ※全員が何かしらの役割を持つようにしてください。
➤ 検討の視点・考え方	✓ 「5. 災害発生前後におけるヒト・モノ・カネ・情報等に与える影響と取組内容」の実施に向けて必要な行動から、役割に過不足がないか検討してください。 ✓ 担当者が被災して対応ができないという状況を避けるため、全ての役割で各複数名ずつ担当者を決定することを推奨します。 ※責任者は1名のみとし、他の役割を担っている方が、代行者になるようにしてください。

コラム：運用体制と役割分担における事務局機能について

産地 BCP では産地の農業者等の関係者が連携して対応していくことが基本的な考え方になるため、「事務局」の機能は平時における防災取組のほか、被災時の被害状況の把握、人的支援が必要な場合の調整、災害支援情報の伝達等の重要な役割を担うことが想定されます。

上記の通り産地 BCP の具体的な対応において事務局機能は重要です。そのため、平時における産地内における関係性や立場を踏まえて、皆様で協議して決定してください。

● 4. 想定する災害と内容

ハザードマップ等を用いて、甚大な被害が発生しうる災害を確認し、それが発生した際に想定される被害を具体的に記載します。産地 BCP フォーマットでは台風・大雪・大雨（冠水）が事前に記載されていますが、地域の状況に合わせて、他のハザードへの変更や追加を実施してください。ハザード情報は、産地 BCP の構成員の農地に加え、集荷場等も確認することを推奨します。

➤ 本項の記載の目的	✓ 対応すべき自然災害を特定し、想定される被害を共有化することで、どのようにリスクに対応するかを明確にする。
➤ 記載が必要な内容	✓ 想定される災害 ※フォーマットに予め記載されている災害を、別の災害に置き換えることも可です。 ✓ 想定される災害により、発生する可能性がある被害
➤ 検討の視点・考え方	✓ ハザードマップ等を確認して想定される被害の詳細を確認してください。 ✓ 発生する被害から逆に災害を決定する方法もあります。 ※例えば、産地にとって停電が一番のリスクである場合は、停電が発生する要因となる「台風」「地震」「(雷を伴う)大雨」をハザードとして検討することも可能です。

● 5. 災害発生前後におけるヒト・モノ・カネ・情報等に与える影響と取組内容

「ヒト（人員）」「モノ（建物・設備・インフラ）」「カネ（保険等のリスクファイナンス）」「情報」の四つの経営資源に「その他（外部環境等）」を加えた合計五つの観点から、被災時の影響と対策を検討します。

産地 BCP を策定するにあたり重要な検討項目ですので、ヒト・モノ・カネ・情報への影響についての考え方と、被害想定、平時の対応、発災後の対応の考え方を整理して、説明します。

➤ 本項の記載の目的	✓ 五つの観点（ヒト、モノ、カネ、情報、その他）において想定される自然災害の影響を想定し、そのうえで当該自然災害に対する事前・事後の対策を明確化することでリスクに対する具体的な対応策を明確化します。
➤ 記載が必要な内容	✓ ヒト・モノ・カネ・情報 の各項目における、被災(影響)、取組内容の詳細 ※「その他」の項目や「備考」の欄は記載なしでも可です。
➤ 検討の視点・考え方	✓ 「災害による影響」は想定で問題ありません。 ※平常時から変わってしまうことを記載してください。 ✓ 取組内容は、既に行った事前対策や被災後に行うことが決まった内容を記載してください。 ✓ 協議中のアイデアや対応策については、進捗状況を備考欄に記載いただくことも有効です。

《補足：各経営資源において想定する項目》

「ヒト」「モノ」「カネ」「情報」「その他」について、各々の考え方について補足説明します。

項目	説明
① ヒト	従業員・アルバイト・家族等、営農に関係する全てのヒトが該当します。また、個々のヒトが有する技術、資格、権限等があれば、分けて検討を行います。
② モノ	- ビニールハウス、温度管理設備やトラクター、養液タンク、集荷設備、スマート農業におけるセンシング機器等、営農に関わるあらゆるモノを指します。 - また、生産している農作物もモノの項目で影響等の検討を行います。
③ カネ	現金、預貯金に加え、有価証券等の現金化が可能なものを指します。
④ 情報	- お客様情報や栽培している農作物の情報等、生産に必要な情報全てを指します。 - スマート農業を行っている際にはセンシング等で獲得した情報等も該当します。
⑤ その他	①～④以外で、経営に大きな影響が出るものを指します。 例) 道路等のインフラや入荷予定の種苗等、農業者等が所有・管理していない施設、営農に関係する産地外の財物等

《災害による影響(想定)》

被災した場合、上記で洗い出した経営資源に対してどのような影響が出るのかを確認します。

【災害による影響を検討する際の注意点】

項目	説明
① ヒト	- ケガ等の理由で一定期間人手不足になることが想定されます。 - スキルを有するヒトがいる等の場合は、その方が事業に従事できなくなった場合に発生する影響についても記載します。
② モノ	- 直接損害の影響 想定している災害で重要なモノが損壊等をした場合にどのような損害が生じるのかを想定します。農作物の場合には「傷む」ことで市場価値が大きく下がる等で受ける損失も検討します。 - 間接損害の影響 産地や圃場のモノが破損する等の直接的な被害はないが、モノの稼働のために必要な資材や生育に必要な薬品が不足することで発生する可能性があれば、記載してください。 例) ・ガソリンが不足し、農耕機が使用できない ・生育のために必要な資材や肥料等が手に入らない ・養液タンクに水が混入して農作物が生育不良になる 等
③ カネ	- 営農が停止することで、収入が減少します。 - 被害を受けたモノの復旧費が発生します。 - 復旧するまでにかかる固定費について、確認します。
④ 情報	- 生産や出荷等に必要なデータその他、顧客情報等も当てはまります。 - 効率的な生産を行うための環境制御のデータ等があれば、被災で損失した場合の影響を検討します。
⑤ その他	道路が被害を受けて出荷に支障が出る等、インフラや外部施設の損害時の影響等を考えておく必要があります。

《事前（災害発生前）に取り組むべき措置》

「災害による影響(想定)」を軽減するために、平時より取り組む事項を記載します。

【事前取組事項の考え方】

項目	説明
① ヒト	- 発災後に構成員の安否を確認するためのツールや、報告タイミング等のルールを決定します。 - 各構成員の避難所を一覧にまとめる等により、万が一連絡が取れなくなってもおおよそ行先に見当がつくようにします。 - 産地の構成員が被災した農業者をどのように支援するのかを決めておくことも重要になります。 - スキルを有するヒトを増やすことも有効です。
② モノ	- 移動可能なモノについては移動先を事前に決定します。 - モノの損害を防ぐために、ハウスの補強等を検討してください。 - 万が一被災した場合に備えて、復旧時に使用することが見込まれる資材や購入が難しくなるモノが備蓄できるか検討します。 - 早期復旧に向けて、構成員同士で何をどのように連携して対応するのかを検討します。
③ カネ	- 物的損害を復旧するための費用、収入が減少する期間があればその期間の生活費等、の費用をどのように確保するか検討します。 - 被災しても国や自治体等から補助が出ない場面を想定し、農業保険等の加入・見直しや、緊急融資を受けるための事前相談も有効です。 - なお共済や保険の場合にはいくら補填されるのか、自己負担額があるのか等も確認しておく必要があります。
④ 情報	- 電子化されていない紙情報については、被災しにくい場所に保管する等の対策を検討してください。 - 電子化されている情報は、バックアップを取ることが重要です。クラウドへのデータ保存等も検討してください。 - また、バックアップへのアクセスができない場面を想定し、可能なものは紙でも準備しておくことも有効です。
⑤ その他	インフラ等に被害が生じた場合に実施できる代替手段を、検討してください。

《災害発生後に事業継続するための取組》

災害等で被災した場合を想定し、被災後に産地の構成員間で連携して実施すべき事項を検討します。特に単独での対応が難しく連携して実施したほうがよいものや、協力して実施すると効率的に行えそうなものを洗い出してください。

【事業継続するための取組事項の考え方】

項目	説明
① ヒト	- 産地内での人的被害を把握するための手法を予め決定してください。 - 被災後に構成員間で協力が必要となった場合を想定し、その手順を予め決定してください。 - 自力施工ができる等、スキルを持った担当者が活動できるかどうかも重要な観点となります。
② モノ	- 施設が損壊していないか、設備が故障していないか、電源が通電しているか、水路等の損害はないか等、確認が必要な項目とその確認方法を検討してください。 - 電気系統の確認中による感電、滑りやすい水路での作業等、確認にリスクが伴う場合は、専門業者へ依頼することをルール化することも検討してください。 - 被害を受けた農業者が産地内で所有している共通備蓄品の使用の際の要望の伝達方法や使用ルールについても予め協議してください。
③ カネ	- 保険金請求をすることを想定し、予め必要書類等を洗い出しましょう。 - 国や県、市町村からの補助等を活用できるよう、実施の有無についての確認と補助活用時の要件について確認してください。
④ 情報	データを保存していたパソコンが使用できるか、クラウドに保存している情報を取得するためのネット接続が可能か等、確認ください。
⑤ その他	実際の被害状況を確認のうえで事前に決めた対応を実行してください。

● 6. 事業継続計画の構成者の保険加入状況及び事業継続のための必要な措置

産地構成員の保険加入状況や、ハウスの補強等、事業継続のための実施措置の状況を記載します。構成員名については、「3. BCP の運用体制と具体的な役割分担」と整合させてください。

なお産地 BCP フォーマットでは、本項の注記 2 に、補助に関する内容が記載されていますが、補助の実施や要件への記載有無は年度によって変わるため、注意ください。

➤ 本項の記載の目的	✓ カネのリスクへの対応状況（保険加入状況）や事業継続の実施措置を確認し、公的制度の活用等、強靱化に向けて推進すべき取組を可視化します。
➤ 記載が必要な項目	✓ 構成員全員の所属と氏名 ※「3. BCP の運用体制と具体的な役割分担」の記載と整合 ✓ 全構成員の保険加入状況
➤ 検討の視点・考え方	✓ 現状を把握するため、率直に記載してください。 ✓ “○” がついていない実施措置は産地としての弱点であり、その対応策についても策定後に協議することを推奨します。

※施設園芸農業者と露地園芸農業者の両方が一緒に産地 BCP を策定する場合には、任意の様式でよいので、施設園芸農業者と露地園芸農業者を区別できるように記載してください。

コラム：農業保険（農業共済や収入保険）、民間保険の確認のポイント

産地 BCP のフォーマット上は農業保険等の加入の有無を確認することになっていますが、単なる加入の有無だけでなく、補償内容も併せて確認してください。補償内容に不安がある場合には加入されている NOSAI や民間の保険会社に問い合わせて内容を把握するとともに、必要に応じて見直しを検討してください。

- 補償の対象となっているものは何か。
⇒ ビニールハウス本体は補償の対象だが、附帯施設や施設内作物等の重要なモノや代替ができないモノも補償の対象になっているか 等
- 補償の対象外となっている事故はないか。
⇒ ハザードマップで想定されている被害が補償の対象となっているか。
(冠水の想定エリアの場合は水害も対象であるか、地震による損害は補償されるか 等)
- 被災した場合の補償金額がニーズに適合した十分な内容になっているか。
 - ①収入保険では補償限度額、支払率を各々上限 90%まで選択できます。
 - ②園芸施設共済では、特約を付加することで新築時の資産価値の 100%～40%まで保証することができます。
 - ③民間保険では自己負担額が設定されている場合もあります。

● 7. 事業継続に向けた維持管理

本項は、産地 BCP の平常時における運営体制や実施事項等を記載する項目となります。

➤ 本項の記載の目的	✓ 平時の運営体制、訓練や教育、産地 BCP の更新方針を記載することで、災害が生じていない平時においても定期的に課題を確認するとともに、産地 BCP を見直しブラッシュアップする体制を構築することが目的です。
➤ 記載が必要な項目	✓ 項目はすべて記載してください。 ✓ 定期的に更新する内容を記載してください。
➤ 検討の視点・考え方	✓ 役割の見直し、教育の実施については、変更が無くても年に一度、全員で協議を行う内容を記載してください。 ※各構成員の役割見直し、非常用蓄電池の使用法訓練 等 ✓ 「③事業継続計画の更新方針」に記載する更新頻度は年に 1 回以上、皆様が集まりやすい時期（農閑期、生産部会の定期会議 等）に設定いただくことを推奨します。

● 8. 産地における事業継続可能となる面積（令和〇年度）

産地 BCP の対象となる面積について、取りまとめて記載します。構成員名は、「3. BCP の運用体制と具体的な役割分担」と整合するように注意してください。

➤ 本項の記載の目的	✓ 産地 BCP の対象となる面積を確認することで本施策により強靱化を図った産地の面積を確認することを目的としています。
➤ 記載が必要な項目	✓ 構成員全員の所属と氏名を記載します。 ※「3. BCP の運用体制と具体的な役割分担」の記載と整合 ✓ 各構成員の事業継続可能となる面積
➤ 検討の視点・考え方	✓ 産地 BCP の対象となる産地の面積を記載します。 ※面積がない場合は未記載と区別するために、「0」と記載することを推奨します。

● 9. 産地における事業継続可能となる計画面積

産地 BCP の対象の農地について、対策状況の進捗を取りまとめて記載します。計画面積は、事業年度ごとに「8 産地における事業継続可能となる面積（令和〇年度）」と整合するように注意してください。

➤ 本項の記載の目的	✓ 産地 BCP の対象となる面積を確認することで本施策により強靱化を図った産地の面積を把握することを目的としています。
➤ 記載が必要な項目	✓ 全項目を穴埋めしてください。 ※「8 産地における事業継続可能となる面積（令和〇年度）」と合計面積を整合させること ✓ 取組内容の欄には、各年度で行ったことを記載してください。
➤ 検討の視点・考え方	✓ 産地 BCP の対象となる産地の面積を記載します。

第 5 章 産地 BCP 策定推進のツール

第 5 章の説明範囲とポイント

第 5 章では、本マニュアルの付属物である産地 BCP 推進チラシと産地 BCP チェックシートの概要・活用方法について案内します。産地 BCP を推進するにあたっては、推進主体の皆様が策定主体の方々にポイントを伝えていただくことが大事です。そのために、以降の付属ツールを活用して産地 BCP の推進活動を行ってください。



本章で説明する事項のポイントは以下の通りです。

ポイント①	• 付属の産地BCP推進チラシの活用方法を理解すること
ポイント②	• 付属の産地BCPチェックシートの活用方法を理解すること

5.1 産地 BCP 推進チラシ

産地 BCP 推進チラシは、都道府県職員の皆様が産地 BCP を周知するため、付属資料として作成しました。産地 BCP 推進チラシは産地 BCP の知見が少ない方々へ配布することを想定しており、「知っていただく・興味を持ってもらう」ための基本的な内容を記載しています。

なお、産地 BCP 推進チラシは裏面最下部が異なる 2 パターンを用意しており、いずれも農林水産省のホームページからダウンロードできます。ホームページには PDF が掲載されていますが、問合せ窓口を修正できるデータのご要望等があれば、各管轄の農政局にご相談してください。

【パターン① 連絡先あり（表面）】

農業者のみなさま



産地BCP とは？

産地単位で策定する、事業継続計画（**B**usiness **C**ontinuity **P**lan）のことです。自然災害等の緊急事態から産地や地域を守ることを目的として、農業者ら産地の構成員が協力体制や対応事項を事前に話し合い、決定したものを指します。産地BCPを策定することで、個々の農家だけでは実施が難しい取組に関しても対応できるようになります。

産地BCP を策定する **3** つの理由

理由
その1

災害による被害の軽減

産地の構成員で協議した事前対策を実行することで、災害による被害を軽減することができます。

理由
その2

災害からの早期復旧

被災後に事業を中断せざるをえなくなった場合でも、産地BCPに沿って行動することで早期に農業を再開でき、売上の減少を抑えられます。

理由
その3

市場での評判・ブランド価値の向上

被災後も事業を継続し、安定的に農作物を供給することで市場での評判やブランド価値が高まり、所得向上に繋がる可能性があります。

裏面にQ&Aあり >>

【パターン① 連絡先あり（裏面）】



Q. 産地BCP はなぜ必要なの？

A. 災害により、大きな損失が発生する可能性があります。産地BCPを策定することで、その損失を回避したり、小さくすることができます。

災害時の影響例

生産再開の遅れ

収入の大幅減

人・資材の不足

ブランドイメージの低下

災害



Q. 産地BCP を策定するメリットは？

A. 産地BCPは全国各地の産地で策定されており、既に策定しているところからは以下のような声が出ています。



関東の産地

自身の産地を取り巻くリスクを把握できた。また、対策を講じることができたので良かった。



東北の産地

産地の構成員で話し合う機会を持つことで、お互いの理解をより深めることができた。



中四国の産地

産地BCPに基づく事前対策を講じたことで、大雨に見舞われても被害の軽減に繋がられた。



Q. 産地BCP には何を記載するの？

A. 産地の概要や想定されるリスク、災害時における役割、事前対策や被災後の実施事項等を記載します。

- 産地の概要（例：どんな品目を生産しているか）
- 産地BCPの構成員と役割分担（例：〇〇さんは取引先との調整）
- 被災想定と取組内容（例：ハウス倒壊の可能性 → 事前補強の実施） 等

産地BCPフォーマット等のツールは農水省HPでダウンロードすることが可能です。

<https://www.maff.go.jp/j/seisan/ryutu/engel/sisetsu/saigaitaisaku.html>



【問合せ先】 ●●県▲▲市■課 ○○ 電話番号：***** メール：*****

【パターン② 連絡先なし（表面）】

農業者のみなさま



産地BCP とは？

産地単位で策定する、事業継続計画（**B**usiness **C**ontinuity **P**lan）のことです。自然災害等の緊急事態から産地や地域を守ることを目的として、農業者ら産地の構成員が協力体制や対応事項を事前に話し合い、決定したものを指します。産地BCPを策定することで、個々の農家だけでは実施が難しい取組に関しても対応できるようになります。

産地BCP を策定する **3** つの理由

理由
その1

災害による被害の軽減

産地の構成員で協議した事前対策を実行することで、災害による被害を軽減することができます。

理由
その2

災害からの早期復旧

被災後に事業を中断せざるをえなくなった場合でも、産地BCPに沿って行動することで早期に農業を再開でき、売上の減少を抑えられます。

理由
その3

市場での評判・ブランド価値の向上

被災後も事業を継続し、安定的に農作物を供給することで市場での評判やブランド価値が高まり、所得向上に繋がる可能性があります。

裏面にQ&Aあり >>

【パターン② 連絡先なし（裏面）】



Q. 産地BCP はなぜ必要なの？

- A. 災害により、大きな損失が発生する可能性があります。産地BCPを策定することで、その損失を回避したり、小さくすることができます。

災害時の影響例

生産再開の遅れ

収入の大幅減

人・資材の不足

ブランドイメージの低下

災害



Q. 産地BCP を策定するメリットは？

- A. 産地BCPは全国各地の産地で策定されており、既に策定しているところからは以下のような声が出ています。



関東の産地

自身の産地を取り巻くリスクを把握できた。また、対策を講じることができたので良かった。



東北の産地

産地の構成員で話し合う機会を持つことで、お互いの理解をより深めることができた。



中四国の産地

産地BCPに基づく事前対策を講じたことで、大雨に見舞われても被害の軽減に繋がられた。



Q. 産地BCP には何を記載するの？

- A. 産地の概要や想定されるリスク、災害時における役割、事前対策や被災後の実施事項等を記載します。
- 産地の概要（例：どんな品目を生産しているか）
 - 産地BCPの構成員と役割分担（例：〇〇さんは取引先との調整）
 - 被災想定と取組内容（例：ハウス倒壊の可能性 → 事前補強の実施） 等

産地BCPフォーマット等のツールは農水省HPでダウンロードすることが可能です。

<https://www.maff.go.jp/j/seisan/ryutu/engei/sisetsu/saigaitaisaku.html>



【MEMO】

5.2 産地 BCP チェックシート

産地 BCP の策定をサポートするツールとして、産地 BCP チェックシートを作成しました。産地 BCP の内容について協議をするにあたっては、産地の現状を把握することが重要です。

そのため、構成員全員で検討を進める前に本チェックシートを活用して現状を把握することで、産地 BCP の策定にあたってあらかじめ整理しておくべき事項や、構成員間で特に協議等が必要な事項を洗い出すことができるようにしました。また、産地 BCP 策定後に、抜け漏れチェックのために使用することも可能です。

【産地 BCP チェックシートの活用の流れ】

「確認内容」に記載された事項に対して、現状を○、△、×（○：出来ている、△：出来ていない部分がある、×：出来ていない）で記載し、下記の通りに対応してください。

⇒ ×を付した事項は、特に時間を掛けて整理や協議を行う必要があります。

⇒ △を付した事項は、整理や協議等を行う必要があります。

⇒ ○を付した項目は、既に整理や協議等がなされていますので、フォーマットの記載に進んでください。

【産地BCPチェックシートの目的】
産地BCPの策定にあたってあらかじめ整理しておくべき事項や、構成員間で特に協議等が必要な事項を洗い出すことができるほか、産地BCP策定後の抜け漏れチェックのために使用することも可能です。

【チェックシートの活用の流れ】
「確認内容」に記載された事項に対して、現状を○、△、×（○：出来ている、△：出来ていない部分がある、×：出来ていない）で記載します。
⇒×を付した事項は、特に時間を掛けて整理や協議を行う必要があります。
⇒△を付した事項は、整理や協議等を行う必要があります。
⇒○を付した項目は、既に整理や協議等がなされていますので、フォーマットの記載に進んでください。

産地BCPチェックシート			
作成者名			
チェック実施日	年 月 日		
産地BCPフォーマット（参考様式）の扉立て（↓）	番号	確認内容	現状 (○：出来ている、△：出来ていない部分がある、 ×：出来ていない)
1. 産地の概要	(1)	栽培品目や品目ごとの作付面積が整理されている。	
	(2)	農業者（法人）の数、合計作付け面積、1名（法人）あたりの作付面積等が整理されている。	
	(3)	ハウスの概況（種類・仕様）等が整理されている。	
2. 目的及び方針	(1)	産地BCPを策定する理由（台地の崩落が多い地域である、自然災害により大きな被害を受けたことがある等）が検討され、明確になっている。	
	(2)	産地BCPを策定する目的（産地BCPを策定することにより何を達成するか、どのような効果が期待されるか、何を守るために取組むのか等）が検討され、明確になっている。	
3. BCPの運用体制と具体的な役割分担	(1)	産地BCPの平時の運用責任者および緊急時に対応を司る責任者が検討され、明確になっている。	
	(2)	産地BCPの平時の運用事務局、および緊急時に事務局機能を担うメンバーが検討され、明確になっている。	
	(3)	平時から関係者間の協力体制を構築したり、その維持を担うメンバーが検討され、明確になっている。	
	(4)	緊急時の対応にあたり、産地外の取引先等に対して窓口機能や調整機能を担うメンバーが検討され、明確になっている。	

産地BCPフォーマット（参考様式）の導立て（↓）	番号	確認内容	現状 (○：出来ている、△：出来ていない部分がある、 ×：出来ていない)
4. 想定される災害 と内容	(5)	災害対応のための平時の資金確保や緊急時の資金調達等を担うメンバーが検討され、明確になっている。	
	(6)	緊急時の対応にあたり、産地の被災状況を把握・集約するとともに、被災状況に応じて復旧支援策を検討・指示するメンバーが検討され、明確になっている。また、現場で復旧にあたるメンバー（例：ハウス の復旧支援を行う要員等）が検討され、明確になっている。	
	(1)	過去の被災履歴やハザードマップ等を踏まえ、想定される災害の洗い出しとその災害が生じた場合の被害 の内容が検討され、明確になっている。 ※記載例に記載されている自然災害に限る必要はありません	
	(1)	【ヒト】（災害による影響） 災害がヒトに与える影響（負傷者の発生、連絡不能者の発生、安否不明者の発生、交通の遮断によ る出勤不可等）が検討され、明確になっている。	
	(2)	【ヒト】（事前に取り組むべき措置） 上記5(2)で挙げた影響を小さくするための事前対策（気象情報や避難指示等の共有、産地関係者 間の安否集約ルールの構築、連絡手段の複線化、負傷者対応の連携、医療機関への共同搬送等） が検討され、明確になっている。	
	(3)	【ヒト】（災害発生後の事業継続するための取組み） 上記5(2)で挙げた影響が生じた場合でも事業を継続するための方策（要員の支援・融通、車両の共 有による出勤支援等）が検討され、明確になっている。	
	(4)	【モノ】（災害による影響） 災害がモノに与える影響（ハウスの損壊、農業機械・器具の被害、資材への被害、農作物等の被害、 停電や断水の発生、燃料の枯渇等）が検討され、明確になっている。	
5. 災害発生前後に おけるヒト・ モノ・カネ・ 情報と与え る影響と取組 内容	(5)	【モノ】（事前に取り組むべき措置） 上記5(4)で挙げた影響を小さくするための事前対策（ハウスの事前補強を共同で実施、農業機械・器 具・資材等の保管倉庫の共有、暴風・防雨ネット等の共有、自家発電設備の共同購入、貯水槽の共同 購入等）が検討され、明確になっている。	
	(6)	【モノ】（災害発生後の事業継続するための取組み） 上記5(4)で挙げた影響が生じた場合でも事業を継続するための方策（被害を受けたハウスの共同補 修、農業機械・器具の融通、資材の融通、自家発電設備の融通、燃料の融通等）が検討され、明確に なっている。	
	(7)	【カネ・セーフティネット】（災害による影響） 災害が財務面に与える影響（売上の減少、復旧費用の発生、固定費の流出等による資金繰りへの影 響およびその影響期間等）が検討され、明確になっている。	

産地BCPフォーマット（参考様式）の章立て（↓）	番号	確認内容	現状 (○：出来ている、△：出来ていない部分がある、 ×：出来ていない)
6. 事業継続計画の構成者の保険加入状況及び事業継続のための必要な措置	(8)	【ハネ・セーフティネット】（事前に取組むべき措置） 上記5(7)で挙げた影響を小さくするための事前対策（園芸施設共済、収入保険、民間の建物共済、保険への加入）を検討し、加入している。また、農作物は補償の対象としているか、水害や地震による事故は補償の対象となっているかを把握している。	
	(9)	【ハネ・セーフティネット】（災害発生後の事業継続するための取組み） 上記5(7)で挙げた影響が生じた場合でも事業を継続するための方策（共済金や保険金の請求手順や、銀行等からの緊急融資を受ける手順）を把握し、産地内で共有・周知している。	
	(10)	【情報】（災害による影響） 災害が情報に与える影響（システムサーバの停止、ネットワークの寸断・遅延、顧客データ・取引データの喪失、各種文書類の喪失）を検討され、明確になっている。	
	(11)	【情報】（事前に取組むべき措置） 上記5(10)で挙げた影響を小さくするための事前対策（システムやデータのバックアップ手法の産地内での共有や周知、システムやデータの安全管理所での共同保管等）を検討され、明確になっている。 ※共同保管の際はセキュリティ面での配慮は必要。	
	(12)	【情報】（災害発生後の事業継続するための取組み） 上記5(10)で挙げた影響が生じた場合でも事業を継続するための方策（バックアップシステムやバックアップデータを活用した業務の継続等）を検討され、明確になっている。	
7. 事業継続に向けた維持管理	(1)	・収入保険、園芸施設共済または民間の建物共済保険への加入状況が整理されている。	
	(2)	・「協力体制構築」「自力施工研修技能習得」「災害復旧の取組要証」「ハワスの補強」「非常用電源の共同利用」が検討され、明確になっている。	
	(1)	①平時における体制について 産地BCPの維持を行う体制・役割（平時の責任者や教育訓練の推進組織等）が検討され、明確になっている。	
8. 産地における事業継続可能となる面構	(2)	②訓練や教育についての方針 産地BCPに関する訓練の対象・頻度・内容等が検討され、明確になっている。	
	(3)	③事業継続計画の更新方針 産地BCPの見直し時期が検討され、明確になっている。 （例えば毎年〇月に見直すなど）	
9. 産地における事業継続可能となる計画面構	(1)	産地における事業継続可能となる面構が検討され、明確になっている。	
	(1)	産地における事業継続可能となる計画面構が検討され、年度ごとに明確になっている。	

【MEMO】

5.3 産地 BCP フォーマット¹⁷

産地 BCP フォーマット記入例と、本マニュアルの参照頁を記載しています。産地 BCP を作成するにあたっては、記入例でイメージをつかんでいただいたうえで、『4.3 検討項目の内容とポイント』に記載している観点を踏まえて、皆様が協議し策定に取り掛かってください。

【表紙】

(参考様式)

園芸産地における事業継続計画

作成(改訂)年月日: 令和 年 月 日

取組主体名: JA〇〇 産地名: JA〇〇 〇〇部会

【1. 産地の概要】: 50 頁

1 産地の概要

例)ピーマン部会は、会員の農業者〇〇名、ハウス面積〇〇haで県内有数の産地である。1経営体当たりの平均の施設面積は〇〇aと比較的大きく、常勤雇用やパート労働等の外部雇用を活用している経営体が多い。また、ハウスは低コスト耐震性ハウスが普及し始めているが、半数近くは従来からのパイプハウスが残っている状況。ピーマンは〇〇市場を通して全国へと出荷されている。

(注) 1:産地の農業経営体の概況、利用されているハウスの概況など、リスクの検討に必要な事項について記載すること。

【2. 目的及び方針】: 50 頁

2 目的及び方針

例)当該地域は、毎年台風が接近または上陸している台風常襲地である。過去の台風被害では、当地区内でハウスの倒壊等、復旧の遅れにより事業継続が困難となって廃業した農業者も出ている。このため、台風、大雨による災害被害軽減と早期復旧を図り、産地全体の経営安定化・強化を実現する。

【3. BCP の運用体制と具体的な役割分担】: 51 頁

3 BCP の運用体制と具体的な役割分担

構成グループ	役職	担当者名	構成員の役割
JA〇〇	〇〇課	〇〇 〇〇	記載例:①責任者 ②事務局 ③協力体制の構築及び維持管理 ④取引先との調整 ⑤資金の調整 ⑥現場の復旧及び把握
JA〇〇	〇〇課	〇〇 〇〇	記載例:①責任者 ②事務局 ③協力体制の構築及び維持管理 ④取引先との調整 ⑤資金の調整 ⑥現場の復旧及び把握
〇〇部会	部会長	〇〇 〇〇	記載例:①責任者 ②事務局 ③協力体制の構築及び維持管理 ④取引先との調整 ⑤資金の調整 ⑥現場の復旧及び把握
〇〇部会	副部会長	〇〇 〇〇	記載例:①責任者 ②事務局 ③協力体制の構築及び維持管理 ④取引先との調整 ⑤資金の調整 ⑥現場の復旧及び把握
〇〇部会	部会員	〇〇 〇〇	記載例:①責任者 ②事務局 ③協力体制の構築及び維持管理 ④取引先との調整 ⑤資金の調整 ⑥現場の復旧及び把握
〇〇部会	部会員	〇〇 〇〇	記載例:①責任者 ②事務局 ③協力体制の構築及び維持管理 ④取引先との調整 ⑤資金の調整 ⑥現場の復旧及び把握

(注) 1:構成員は、農業者団体、農業者のほか、市町村、県普及センター、共済組合、ハウス施工業者など、本BCPの運用に関わる者を記載すること。

2:「構成員の役割」の欄には、各構成員の役割を記入すること。

3:構成員の欄は適宜追加し、記入すること。

¹⁷ 令和6年度2月時点

【4. 想定する災害と内容】：52 頁

4 想定する災害と内容

想定される災害の種類	災害の内容
台風	例) 960hPa程度の強い台風が年に数回接近または上陸し、強風による停電やハウスの倒壊、また水害が発生する可能性がある。
大雪	例) 年に数回1m以上の大雪が降り、ハウスが倒壊する可能性がある。
大雨(冠水)	例) 線状降水帯の発生により、断続的に雨が降り、ハウス内が冠水する可能性がある。

【5. 災害発生前後におけるヒト・モノ・カネ・情報等に与える影響と取組内容】：52 頁～55 頁

5 災害発生前後におけるヒト・モノ・カネ・セーフティネット・情報等に与える影響と取組内容

項目	災害による影響(想定)	取組内容		備考 (補助金活用の有無等)
		事前(災害発生前)に取り組むべき措置	災害発生後の事業継続するための取組	
ヒトに与える影響 (安否確認・連絡手段・協力体制・代替委員等)	例) ・停電で携帯電話の不通により従業員との連絡途絶 ・道路、交通機関の不通で従業員が出勤不可能	例) ・緊急時の連絡体制や安否確認手段を事前に決定 ・災害対応を行う基準、対応すべき優先順位を予め決定する ・非常の協力体制や代替委員(人員の融通)を事前に調整しておく ・復旧に必要なハウスの復旧技術を習得する	例) ・緊急時の役割分担、対応すべき優先順位に従い、被災状況の把握、二次災害の防止、可能な範囲で応急的な復旧を行う ・協力体制により、被災したハウスや農作物などの撤去を速やかに実施する ・産地で協力し自力施工を行いハウスを復旧する	例) ・協力体制の整備に補助事業を活用 ・自力施工に向けた研修会の開催、災害の復旧の実証に補助事業を活用
モノに与える影響 (ハウス・機械・資材・農作物等)	例) ・ハウスの被覆資材の破損や倒壊が発生 ・停電によるハウス内設備(灌水装置、天窓開閉等)の操作不能 ・農業資材の不足	例) ・耐震性が十分でないハウスの補強、保守管理の徹底 ・防風ネットの設置、減圧用換気装置の導入 ・停電時に備え、非常用電源を確保(購入、リース会社との協定)し、共同利用体制を整える ・災害による復旧に備え、パイプ資材や農業資材等を予め準備する	例) ・産地で協力し自力施工を行いハウスを復旧する ・非常用電源を共同利用し、最低限必要な栽培管理を継続する ・自力施工を行い速やかに復旧する、予め準備した農業資材を利用して事業を継続する	例) ・ハウスの補強や非常用電源の共同利用について、補助事業を活用
カネ・セーフティネットに与える影響 (資金・収入保険・助産保険・園芸施設共済等)	例) ・被災後の資金繰りの不安	例) ・収入保険の加入促進のための研修会の開催 ・施設園芸共済の集団加入 ・被災時に備え、融資制度等について予め理解しておく	例) ・被災状況を把握し、農業共済組合等に連絡し速やかに補償内容を確認する ・被災状況と復旧費用を勘案し、日本政策金融公庫等の機関に連絡し融資について検討する	-
情報に関する影響 (取引先情報・関係機関等情報等)	例) ・環境制御データの損失により以前と同じ環境で作物の生育ができなくなる ・顧客データの損失により取引ができなくなる	例) ・データ保存しているパソコン等の機器類を予め被災しない場所へ移動させておく ・データのバックアップを別場所にも保存しておく	例) ・データを元の場所に戻す ・顧客等に被災状況や今後の取引について情報共有を行う	-
その他	-	-	-	-

(注) 1: 想定する複数の災害に共通する影響や、特に考慮すべき影響を抜粋して検討すること。また、「取組内容」には産地において共通的に取り組む内容について記載すること。
 2: ほかに検討が必要な項目があれば「その他」欄に記載すること。ない場合は「-」で示すこと。
 3: 記載した取組のうち、事業を活用するものがある場合は備考欄に記載すること(都道府県・市単独事業等も記載すること)。また事業の活用がない場合は「-」で示すこと。

【6. 事業継続計画の構成者の保険加入状況及び事業継続のための必要な措置】：55 頁

6 事業継続計画の構成者の保険加入状況及び事業継続のための必要な措置

対策主体	所属	構成員名	保険の加入状況			事業継続のための実施措置			
			園芸施設共済	収入保険	協力体制構築	自力施工研修技能習得	災害復旧の取組実証	ハウスの補強	非常用電源の共同利用
1	JA〇〇	〇〇 〇〇	-	-	〇	〇	〇	-	-
2	〇〇部会	〇〇 〇〇	〇	〇	〇	〇	-	〇	-
3	〇〇部会	〇〇 〇〇	〇	-	〇	〇	-	-	-

(注) 1: 市町村や農協の場合、保険の加入状況及び、ハウスの補強、非常用電源の共同利用については「-」で示すこと。また、構成員において該当しない箇所は「-」で示すこと。
 2: ハウスの補強や非常用電源の共同利用を利用する際は、協力体制構築と園芸施設共済等(民間の建物共済や損害補償保険等を含む)の加入が必須。

【7. 事業継続に向けた維持管理】：57 頁

7 事業継続に向けた維持管理

① 平時における体制整備

例)事業継続に必要な設備や体制整備について、予め検討するとともに、体制が変更する度に検討会を実施し、非常時に備える。

② 訓練や教育についての方針

例)事業継続するための取組や事前準備について、産地で共有するとともに、実際に災害が発生したと仮定をして、訓練を年1回は実施する。

③ 事業継続計画の更新方針

毎年 3 月 年 1 回更新

【8. 産地における事業継続可能となる面積】：57 頁

8 産地における事業継続可能となる面積 (令和 6 年度)

対策主体	BCP策定産地名	産地の代表者名	BCPの策定									
			協力体制構築 (農業者の施設面積)	うち 自力施工研修技能習得		うち 災害復旧の取組実証		うち ハウスの補強		うち 非常用電源の共同利用		
				1.9	ha	1.9	ha	1.9	ha	0.3	ha	0.4
	JA〇〇 〇〇部会	〇〇 〇〇	1.9	ha	1.9	ha	1.9	ha	0.3	ha	0.4	ha

(以下、産地構成員内訳)

対策主体	所属	構成員名	BCPの策定									
			協力体制構築 (農業者の施設面積)	うち 自力施工研修技能習得		うち 災害復旧の取組実証		うち ハウスの補強		うち 非常用電源の共同利用		
1	〇〇部会	〇〇 〇〇	0.5	ha	0.5	ha	0.5	ha	0	ha	0	ha
2	〇〇部会	〇〇 〇〇	0.8	ha	0.8	ha	0.8	ha	0.3	ha	0.2	ha
3	〇〇部会	〇〇 〇〇	0.6	ha	0.6	ha	0.6	ha	0	ha	0.2	ha
				ha		ha		ha		ha		ha
				ha		ha		ha		ha		ha
合計			1.9	ha	1.9	ha	1.9	ha	0.3	ha	0.4	ha

(注) 1:産地の面積と、構成員内訳の合計値は一致すること。

2:自力施工研修技能習得及び災害復旧の取組実証を産地で実践する場合は、協力体制構築の面積と同じ数値を記載すること。

【9. 産地における事業継続可能となる計画面積】：57 頁

9 産地における事業継続可能となる計画面積

年度	協力体制構築 (農業者の施設面積)	BCPの策定						取組内容			
		うち 自力施工研修技能習得	うち 災害復旧の取組実証	うち ハウスの補強	うち 非常用電源の共同利用						
令和3年度	1.9	ha	1.9	ha	1.9	ha	0.3	ha	0.4	ha	例)3名で協力体制を構築し研修により技能を習得した。また、産地で災害復旧の取組を実証し、ハウスの補強を0.3ha、非常用電源の共同利用を0.4ha実施した。
令和4年度	3.9	ha	3.9	ha	3.9	ha	2.3	ha	2.4	ha	例)3名で協力体制を構築し研修により技能を習得した。また、産地で災害復旧の取組を実証し、ハウスの補強を2ha、非常用電源の共同利用を0.4ha実施した。
令和5年度		ha		ha		ha		ha		ha	
令和6年度		ha		ha		ha		ha		ha	
令和7年度		ha		ha		ha		ha		ha	

(注) 1:内容欄は簡潔に記載すること。

2:計画面積は累計値を各年度記載すること。(例:令和3年度3.5ha策定し、令和4年度は新たに0.5ha策定した場合は、令和4年度のBCP策定面積は4.0ha)

3:年度毎に、計画面積と「8 産地における事業継続可能となる面積」における産地の策定面積は数値が一致すること。

【MEMO】

【MEMO】

【MEMO】